

第 4 1 7 回（定例）福崎町議会会議録

平成 2 0 年 9 月 2 6 日（金）

午前 9 時 3 0 分 開 会

1. 平成 2 0 年 9 月 2 6 日、第 4 1 7 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 1 7 名

1 番	平 岡	武（退席）	1 0 番	広 岡 史 郎
2 番	難 波 靖 通		1 1 番	吉 識 定 和
3 番	宮 内 富 夫			
4 番	釜 坂 道 弘		1 3 番	松 岡 秀 人
5 番	北 山 孝 彦		1 4 番	富 田 昭 市
6 番	福 永 繁 一		1 5 番	小 國 正 子（退席）
7 番	小 林 博		1 6 番	日 野 虔 介
8 番	石 野 光 市		1 7 番	高 井 國 年
9 番	東 森 修 一		1 8 番	宇 崎 壽 幸

1. 欠席議員（な し）

1. 事務局より出席した職員

事 務 局 長 中 塚 保 彦 主 査 澤 田 和 也

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋 田 正 義	副 町 長	橋 本 省 三
教 育 長	岡 本 裕	技 監	樋 口 和 夫
会 計 管 理 者	田 郷 正 則	総 務 課 長	牛 尾 敏 博
企 画 財 政 課 長	近 藤 博 之	税 務 課 長	志 水 清 二
住 民 生 活 課 長	尾 崎 吉 晴	健 康 福 祉 課 長	高 松 伸 一
ま ち づ く り 課 長	志 水 利 雄	産 業 課 長	井 上 茂 樹
下 水 道 課 長	後 藤 守 芳	水 道 課 長	豊 國 明 紀
社 会 教 育 課 長	高 井 紳 一	学 校 教 育 課 長	山 口 省 五

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 1 7 名でございます。

定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

それでは、日程により一般質問を続けてまいります。

日程第 1 一般質問

議 長 8 番目の通告者は、広岡史郎君であります。

1. 防災力向上について
 2. 松くい虫航空防除について
 3. 前回の質問その後について
- 以上、広岡議員どうぞ。

広岡史郎議員 おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、9 月議会もいよいよきょうが最終日ということで、理事者側の皆さんもお疲れのことと思いますが、私を含めて、あと 5 人おつき合いのほどお願いを申し上げます。代表してあいさつを申し上げておきます。

実は、私事ではありますが、今農繁期でありまして、ちょっと家の仕事也多忙で余り準備もできていませんので、質問があっち飛び、こっち飛びになるかもわかりませんが、ご理解のうえ、答弁よろしくお願いいたします。

今回、通告しておりますのは、防災力向上について、松くい虫航空防除について、前回質問その後についてでありまして、まず、防災力について、お尋ねいたします。

町長は、ふだんからというか、町長の政策そのものが住民の命と暮らしを守ると。命を守るということは病気から守る、犯罪から守る、交通事故から守る、あと、災害から守るといろいろあると思います。そんな中で、6 月議会で交通事故からほんとに住民の命は守れているのか。つまり、福崎町の交通安全の対策、公私ですね、民間、公とも十分にできているのかについてお尋ねしました。この 9 月議会は、9 月が防災月間ということもありまして、防災からほんとに住民の命を守れている施策ができているのかについてお尋ねしたいと思います。

住民の命を守るということは、町の防災力を向上させておくという全体の大きなテーマがあります。その中に、公的にすること、公助ですね。それから住民みずからすることを自助、協働ですること、地域あるいは事業所なんかがする共助、三つがあると言われております。それぞれで取り組んで、それがうまく連携したまちづくりができてこそ防災、減災のある福崎町、つまり住民の命が守れているというまちになると思うし、もちろんそれを目指して取り組んでいると思いますが、それをきょうは確認させていただきたいと思います。

災害には地震、風水害、火災、主なのがそのぐらいやと思うんですが、それぞれで今言いました公的な取り組みですね、公助で取り組むべき内容、自助、民間で取り組むべき内容、あるいは共助、地域、事業所で取り組むべき内容というのがあろうと思うんですね、項目がね。公助、公的な取り組みについては、この防災計画にもいくらか載っておりますけれども、改めてそれぞれの災害、地震、風水害、火災なんかに対してどういう取り組みが考えられるか、課長の方でそういうことを考えておるんでしたら、その説明をまず求めたいと思います。

住民生活課長 阪神・淡路大震災が発生してから 13 年が経過いたしました。そのときには、自助 7、共助 2、公助 1 であったと言われております。実際、町全体に、また、広域的に災害が発生したとしますと現場は混乱し、公の力が発揮できたのは 1 割程度であり、自分自身で身を守る、地域で身を守る割合が 9 割であったそうであります。したがって、公助の最も重要なことの一つは、防災に関する住民の皆さんへの啓発、啓蒙だと思います。

昨年 6 月 23 日に京都大学の河田恵昭先生をお迎えして、文化センターにおきまして「福崎町を襲う地震」と題して講演会を開催しました。同時に、兵庫県住宅再建共済基金理事長からフェニックス共済の PR をしていただいたところです。

また、平成１６年度には福崎町において西播磨地域４市２町並びに防災関係機関あわせて７１機関約１，２００名が参加して西播磨広域防災総合訓練を開催したところであります。

次に、公助のハード面についてであります。平成元年の防災行政無線の設置があげられると思います。平成１８年度にはデジタル化で更新をいたしました。平成１１年度では防災備蓄倉庫を建設し、非常食を初め、防災資機材を配備しています。

また、公共施設の耐震化も重要であろうと思いますし、町は一般住宅等の耐震診断の助成を行っております。

また、県事業では、一般住宅等の耐震改修に対する助成を行っているところであります。

風水害につきましては河川整備や公共下水道事業で進めている雨水幹線工事、治山や砂防事業、また、１９年度事業で策定しました防災マップ策定事業もあげられると思います。

姫路市に委託しています常備消防や非常備消防である消防団活動などは地震、風水害、火災、すべてに該当するのではないかなと思っております。

広岡史郎議員　今、課長に答弁いただいた取り組みは、それなりに一生懸命されていると思いますし、この防災計画は、これは基本的に地震と風水害、火災そのものは消防団ということで別個でなんです。地域防災力の向上ということでいろんな項目が書いてあります。風水害も同じような内容で書いてありまして、今いろいろ取り組まれていると思うんですけども、ほんとにそれでいいかどうかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、今言われた公的施設の耐震は、これはもう行政として第一番に挙げられる責務です。それについて、今取り組んでるということなんです。この一般質問でも、きのう福永議員もえらい文化センターができてないと怒っていましたが、それからまた、学校の耐震化はどうなっているのかということなんです。例えば小学校一つにしてそういう大小合わせて施設の数に対しての耐震化の率は示せるようなデータは何かありますか。

まちづくり課長　町施設の耐震化率のデータはございます。

広岡史郎議員　またそういう出ているかもわかりませんが、数字を目にしてませんので、またお示しをいただきたいと思います。担当の委員会にでもお願いします。

それから、風水害に関して、福崎町で危険指定地ですね、土砂、がけ崩れ、山崩れの、この指定に関してそういうところがあるのかなのかと、それに対する整備率は数字で報告できますか。

まちづくり課長　土砂災害の危険の箇所数ということで、土石流の危険渓流と急傾斜地、崩壊危険箇所とかあるんですが、合計で１０７カ所ございます。

広岡史郎議員　その町内にはハザードマップ、今ちょっと課長の方から言われたんですが、これは６月やったですかね、全戸配布されまして、これには水で何ぼつかるかという可能性と、それから、どこがどう崩れるかという今、課長が言われた危険地が載っております。これを配ったからそれでいいんじゃないのに、これのＰＲ、これを住民さんに周知していただくというのも大事なことです。それについては後回しにしまして、もう一点、公的として特に改めて言っておきたいのは、きのう言われた水道の耐震化ね、いわゆる安全装置とか、水がすぐ出るようにタンクの耐震化とか、その辺はまだまだ不十分だと思うんです。水がとにかく一番ですので、水道の方の耐震化の改修というのは、やっぱり早急に取り組んでもらわなければならない問題だと思います。

そういうのはもうわかってはると思うんですね。行政の取り組みとして。大事なのは、今も課長が言われていた住民自らどれだけ備えができてるかということで、町内家屋について住民さんがどのぐらい耐震化されているか、あるいは家具の転倒防止対策をなされてるか、そういうことについて行政としてはどの程度把握されておられますか。

まちづくり課長 家屋の耐震化率は、推計ではございますが、約61%となっております。

住民生活課長 家具類の転倒防止対策率については、把握できておりません。

広岡史郎議員 そのこのところが一番大事なんですね。それはもう住民さん勝手やというんでは、町長ほんとに住民の命を守っている政策になってない。住民さんにできるだけそういうことを取り組んでもらうというのは大事なことだと思うんですね。

というのは、9月2日の神戸新聞の記事はご存じですね。西播磨11市町の住宅耐震率、県平均を下回るということでここに表が載っておりますが、住宅耐震化率のこの表を見ますと、福崎町だけ未調査。あとは全部、市川町でも54%、太子56、多分今の課長が言われたデータが報告されたと思うんですが、それから耐震の簡易診断に取り組まれてますね、希望者に。だけど、それも福崎町は回答なしと。市川町95戸とかありますが、つまり神戸新聞はこういうことを調べたいというても協力もしないということは、ほんとに防災に熱心に取り組んでおられるかどうか疑問に思うところなんです、大丈夫ですね、今言われた。

町長 私は、その表が発表されてショックを受けたわけなんです。それで、すぐ神戸新聞社に私は飛んで行ったわけですね、経緯を。そうすると電話で回答は聴取したわけです。電話ですから各町によって、それぞれの取り方が違っておったということが一つわかりました。そのために福崎町は、極めて正確に報告をしなければならないということで、あらかじめ持っておった資料を報告すればいいのに、そのことで慎重さが働きまして、再度調査して報告をしようと思ったのが報告漏れ、記録漏れとなっていたということがわかったわけですね。

ですから一つは、マスコミの対応なれということも要るわけで、そこにある資料を適当にといったら怒られますが、とりあえずある資料はそのまま報告をしておけばああいふ記載にはならなかったということが一つです。

もう一つわかったことは、これは職員に帰ってすぐ私は注意したわけなんです、電話での調査ですからなかなかわからない。電話を切ったあと慌てて調査をしまして、そのあと報告をしたというのが実態なんです。ところが、福崎町の場合は、それをやっておらなかったということも明らかになったわけでありまして、職員には、電話が済んだらそれで終わるんじゃなしに、すぐ計算をし直して、調査をし直して、すぐ新聞社には報告をすると、こういう体勢はとっておかなければなりませんよというふうに指示をしたということなんです。

ですから、その記事を見ていただきますと、電話の資料での取り違いがありまして、数字で福崎町の数字と神戸町の数字とは雲泥の差、うちの方が人口も多いわ、戸数も多いのに、非常に少ない戸数です。それはどうかと言いますと、福崎町は人が住んでいるのを住宅と考えたわけなんです。神戸町は建物すべてを住宅と考えた。そうすると納屋であろうと小屋であろうと建物すべて。ですから総数で神戸町は1万何百になっていますが、福崎町は六千何百となっているんです。福崎が神戸より住宅が少ないはずがない。ですから神戸新聞社には言ったんです。ちゃんとこの資料をあなた方信用して出されたんですかと。神戸町の住宅よりも福崎の人口が3分の1になるはずがないでしょうと言って神戸新聞にはその場で支局に行って、抗議というんでしょうか、これからやられると

きにはきちっと文書でだれもがわかるような形でアンケート調査をしてくださいと。電話でして、はい、まとめました。それで報告というようなのは新聞社としての権威があるでしょうと言って私は帰って来たという経過がございます。

広岡史郎議員 ちゃんとこれに対応して、福崎町が親切過ぎたと、正直過ぎたということで、非常にその取り組みはいいと思いますが、やはりこういうことをきっかけにして、きちっとデータというのは整理して、こういうのは一つのきっかけになりますので、気にしてるんだと、マスコミも。住民さんは、これやっぱり見ますのでね。そういう点も防災力の向上につながるというところだと思います。

それとあと、火災に対してなんですけども、その前に、地震に対してはそれぞれ今の耐震化を図ってもらおうと、これはお金のかかることでもあります、とりあえず家具の転倒防止をしてもらう、あるいは非常持ち出しの準備をしてもらう。公も非常食を備蓄されてますが、そういう取り組み。それからあと、火災に対しては、各家、家庭の場合で発生しますので、自助、各家での取り組みというのが非常に大事なところでありまして、それに対しては、消火器の設置は昔から言われておりますが、法律で火災報知機の設置も義務づけられました。だけどそれは罰則規定がないので、じゃあ、どのぐらい今、火災報知機をきちっとつけておられるか、わかりますか。

住民生活課長 住宅用火災警報器の設置数はつかんでおりません。

ただ、住宅用火災警報器の設置が義務づけられてからは、新築住宅は当然設置されてきております。また、既存の共同住宅などには家主さんがいらっしゃいますので、設置が進んでいるとは聞いております。

広岡史郎議員 そういう啓蒙も地震のそれしなさいよと一緒にあわせて行政としては大事な、啓蒙するというのがまず行政の仕事だと思うんですね。

それからあと、最初に課長が言われた共助で地域自主防災組織なり各企業の防災組織団、そういうものの取り組みも非常に重要ということは、この防災計画書でもうたわれておりますが、そういうことをあわせまして、まず提案として、今言われた家庭での状況を余りつかんでおられないというところなので、やはりきちっとアンケートなりを取って、今、福崎町はどの程度皆さんがされてるのかということをつかんでこそ、それを上げるように持っていく取り組みが自助での防災力の取り組みの向上につながるんじゃないかと。

あわせて、そのときに、例えば防災チェックシートという簡単なものでもつくって、こういうことをされていますかというようなチェックをできるような資料を渡せば家庭で話し合われたりして、やっぱり取り組まなあかんのやなというようなことができるんじゃないかというのが私の常日ごろ思っている提案なんです、この点について、そういうこともやっぱり取り組んでいくべきと。そのために区長さんなり消防団がおられるわけですから、そういう人が来てすればアンケートなりも対応してもらえると。実際に家の中に入って、耐震できてるかって確認まで行ったら越権行為だと思いますので、してますかというアンケートでいいと思うんですが、どうですか、課長。

住民生活課長 防災対策に関する啓蒙、啓発が重要であることは、全くそのとおりであると考えております。町といたしましても、いろんな手段で啓発に努めていきたいとは思いますが、今のところ防災アンケートなどを実施するというところまでは考えておりません。

広岡史郎議員 項目はそんなに多くないと思うんですよね。まず1番は、耐震化してますか、してませんかわかりますわね。その前の耐震診断されてますか。それから意外と忘れてるのがブロック対策。阪神は夜間でしたが、新潟ですかね、昼間

の地震のときにかんがりの人がブロックでけがをされてる。それから家具の転倒防止、家の中と外ですね。それから火災に対しては消火器の設置と火災報知機の設置、非常持ち出し、そういうことをずっとチェックしてチェックシートを兼ねたアンケートというのができないことはないと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと要望しておきます。

というのは、ブロック対策なんかをインターネットで調べますと、ブロック対策でも補強に補助金を出してる市もあるわけです。1 m何ぼで。これは危険だと認定されて改修したいいうたら補助金も出すところもありますので、ぜひ検討いただきたい。

それと地域での学習というのも非常に大事なところやと思うんですね。そのための出前講座があります。それも活用して説明すると。そのときに、これは多分国がつくった本だと思うんですが、防災安心読本というような資料がありまして、これは見ておりますと、非常に地震、風水害、火災、詳しいこと載っております。発行元がどこか書いてないんですが、全国的なものなので国交省がつくったのかどうか、その下の機関がつくったのかどうかわかりませんが、こういう資料をつくって。

ただ、これも配るだけではいけませんので、こういうことを、資料をもとに、これに近い資料もあると思いますので、できるだけ出前講座ですれば職員、担当課としても説明しやすいわけでありまして、皆さんも具体的にこういうのを見れば、あっとわかりやすいということで、例えば私事ですが、ことしの5月に地球温暖化の映画をしまして、そのときに資料、国の方の機関の資料を参考にして承諾いただいて配ったんですが、やはり国は結構お金かけてわかりやすい資料をつくっておるので、それを活用するというのもあると思いますし、それから今言われた防災センターの河田先生に講演いただいた。ですけども、今、姫路で防災センターが新しいのができまして、どんどん受け入れ、それから体験室もありますし、そういうのもどんどんPRしていってもらうというそういうPRの取り組み、出前講座でこんなんしますというそういうことも大事やと思うんですが、そういう取り組みもさらにレベルアップしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

住民生活課長 今、議員がおっしゃられたことを参考に、出前講座等でもPRに努めていきたいと考えております。

広岡史郎議員 それと、あとは事業所なんかへの協力要請も当然されてると思いますが、福崎町事業所、大型スーパー、そういう集客の店舗も多いですし、工場も多いので、そういうとことの連携もきちっと図れるようにしておいていただきたいと思います。

それと、もう一点大事なのは、県との連携なんですが、最初に課長も言われましたが、フェニックス共済の加入促進もあります。今、防災力強化県民運動というのが、去年、ことし、来年と3年間の活動でされてますが、これに対して、町として協力とか取り組みは何かあるんですか。

住民生活課長 先ほど申し上げたところでありますが、昨年6月23日に京都大学の河田恵昭先生をお迎えして開催した防災に関する講演会、また、ことしの2月17日には高岡校区の4集落が防災力強化県民運動モデル地区として県から指定を受けまして、高岡小学校を拠点に避難訓練、起震車による地震体験、炊き出し訓練、それから神戸海洋気象台の草川防災気象官による講演会と高岡校区地域防災訓練を自主防災組織の事業として実施をしました。高岡小学校の児童も臨時の登校日としてこの訓練に参加してくれたところであります。これらが県民運動に

なろうかと考えております。

広岡史郎議員 その運動をきっかけに、来年またどういう視点になるかわかりませんが、やはり、このことをもとにして、できるだけ全町で取り組んでいくということが大事なところですので、高岡でしたからそれで終わりというんじゃないくて広げていっていただきたいというのと、費用がかかりますが、これが住民の命を守るという一つの施策になりますのでね。それと、もう一点、集中改革プランで消防団の活性化というのがありまして、自助、共助で、地域でこういう安全を守るのは、消防団の活用、活性化が非常に大きな力になるんじゃないかということで、当然、集中改革プランでもその活性化は掲げていると思うんですね。

内容としまして、ちょっと提案ですが、例えば水害マップ、決算審査特別委員会のときに聞きますと、各消防団の責任者には説明をしたと。家庭には配っただけと。ということは、消防団の方は知っているので、消防団を通じて各自治会で説明を、例えば、八反田だと、吉田は浸かるけど八反田は浸からないというけどほんまやろうか、というて見ればわかるわけです。あるいは、去年、田原小学校100周年のきっかけにしまして田原サポートクラブができて、この中では子育て支援と高齢者の支援、防災防犯という項目があるんですが、高齢者、弱者、これをどういう地域防災計画になりますが、いわゆる災害時の要支援者というリストを各自治会、地元できちんと消防団などを通じてつかんでいて、ここにこういう人があるというのはふだんから頭に入れておかないと、みんなが逃げ出して、あそこのおじいさんおったかいな、今おってないかいな、というて忘れておった、いうのでは困るわけありますし、そういうリストをきちっとつくっておく。それで災害訓練のときには、一遍そういう人をつき出す訓練もやってみるということをされている自治会もあるようですが、取り組んでいただくと。

それから当然、消防団を通じてそういう高齢者宅、弱者宅で転倒防止ができない。あるいは火災報知機が取り付けられないというところは、消防団の方が応援してちょっとつければ簡単にできますので、希望者には、そういう消防団を通じてやると。業者に頼みますと、年寄りの方は、ニュースにありますが、いわゆるぼったくられるんじゃないかという警戒感もあって、ホームセンターに簡単なものが売ってるけど、どれがいいのかわからない。火災報知機なんかは煙と熱を間違えて台所についているのは全然意味がないときもありますので、そういうことも消防団でできないか。

それから今、言いました危険な廃屋、使われてない家屋とか、倒壊の危険のある家屋、危険なブロック塀などの調査は外から見てもわかりますので、そういう調査。あるいはそれを含めた防災訓練を、年一回程度が多いと思うんですが、何回か定期的にやって、それを香寺でされているように消防に引き上げていくと。そういう活用は大いにするところがあると思うんですが、こういう消防団の活性化、こういうと仕事は何ぼでもふえると怒られるかもわかりませんが、大事なことだと思うんですね。どうでしょうか、課長。

住民生活課長 消防団員も地域に帰りますと各集落の自主防災組織の一員になるんじゃないかなと思います。したがって、自主防災組織の一員として各集落の中において自主的な活動が望ましいのではないかなと考えます。

ただ、議員のご提案は消防団の活性に向けてのアドバイスだと思います。今回のご提案は、本団幹部にも伝えてまいりたいと思います。

広岡史郎議員 こういうふうに、例えば災害防災力の向上についてもまだまだ取り組むべきことがあります。こういうのが引き上がってこそ町長の言われる住民の命と暮ら

しを守る町政ができた。まだまだできてないわけですね、と思うんですが、感想はいかがでしょう、町長。

町 長 もうおっしゃるとおりでございまして、これですべて、100%ということは行政が続いていく限り、それはなかなかもらえないのではないかなと思ってます。そういうことを自覚しながら足らずは補っていくという努力を進めてまいりたい、このように思います。

広岡史郎議員 それと、もう一点ですね、この通告は8月の終わりだったんですが、それ以降に9月に入ってからこの防災に関して9月2日に当町付近に集中豪雨、ゲリラ豪雨がありまして、この水防計画書、あるいは防災計画にどうするかというのがあるんですが、被害の発生件数は報告受けたんですが、ちょっと対応できたのか、簡単に、夜間でありましたし、ほんとに機能したのかどうか心配なところがありますので、報告をいただきたいと思うんですが、総務課長。

総 務 課 長 これにつきましては、水防計画に基づきまして、結果から申し上げますと、最大限に機能したと思っております。

ただ、このゲリラ豪雨に関しましては、この福崎、市川、旧夢崎町付近が主でございまして、実際の水防指令につきましては、宿直に電話が入るのが、我々に連絡が入った後にきましたので、我々の方が先に連絡を受けて情報連絡班であります総務課、また水防班であります住民生活課、現地指導班のまちづくり課がそれぞれの部署で活動をしたところであります。

広岡史郎議員 詳しい時間的経緯については、これは時間もかかりますが、12時過ぎのどしゃ降りのときに役場の前を通ったら、まだ真っ暗けやった。それから2時ごろに西光寺の方で、課長もご存じですが、今、水が出てきとるからすぐ見に来てくれというても、福崎地区の方へ出かけてるので手が回らんののでだれもいないと。それで2時間ぐらいたってから来てもらった。もう水は引いていた。もうあつという間に出て、あつという間に引くというのがゲリラ豪雨で、それが、例えば、防災計画は台風とか前線で雨が降りそうだという予想ができて準備できたり、が前提で、ああいう深夜に突然ゲリラ豪雨がくるというのは余り想定してないんじゃないかなと思うんです。夜間の場合はどうするのか、住民さんに警報が出たから、どう知らせるのか、放送はないですね、これ見ていますと。夜間に警報が出て、昼間やったら警報が出ましたとすぐ放送します。夜中に寝ておるのに急に起こされて、びっくりして関係ないのにという人がいるかもわかりませんが、その辺の深夜のゲリラ、いつくるかわかりませんので、これを教訓に一度そういうところも検討しておいていただきたいと要望しておきます。

それから次、松くい虫航空防除に入りたいと思います。

松くい虫対策は、かなり以前から全国的に取り組まれておりまして、いろいろ経過がありますが、今回質問させていただきますのは、ご存じのとおり、6月に福崎町で2回航空防除されまして、県議会の会派で緑の風というのが福崎町の航空防除に関して町内でアンケートを実施されて回答が返ってきて、少数ながら体調不良とか訴えた方がありまして、県を通じて中止できないかという申し入れがあったというものであります。この件に関しては産建の委員会にも報告があつて、それから町長も早々と9月号でコメントを載せておりますし、町長の「広報ふくさき」のコメントが、町長答弁を要約していると思うわけなんです、改めてこのせつかくの機会なので、航空防除というものについて考えたいと思います。検証してみたいと思います。

当然これはメリット、デメリットがあり、易もあると思うんですが、まず、その松くい虫航空防除の経緯、経過の概略を産業課長、一遍説明してくれますか。

産 業 課 長 航空防除の経緯、経過ということでございますけれども、航空防除の目的につきましては、マツノダイセンチュウと媒介するマツノマダラカミキリの発生時期と最盛期に実施をしております。マダラカミキリは若い枝をかじって成熟するため、松の木の上部に加害することになりまして、ヘリコプターで木の上から薬剤を散布することで、主に枝葉にかかり効率よく駆除ができるものでございます。

経緯につきましては、ヘリコプターによる航空防除につきましては、兵庫県では昭和38年に神戸市が私有林で実施したのが最初とされております。福崎町につきましては、昭和50年に初めて90haを実施しております。55年には福崎町の山林の半分以上の1,040haを防除しております。その後は被害が減少しておりましたけれども、また昭和64年に盛り返しがきまして720haを行っており、その後は実施面積を減少して現在に至っているということでございます。

広岡史郎議員 当町の経緯を報告していただいたんですが、同じよう全国的には、これちょっと調べたんですが、1977年に松くい虫被害対策特別措置法というのができて空散が始まったと。その松くい虫被害対策特別措置法というのが、実は、20年間続いて1997年、ちょうど20年間で失効して今はなくなっております。そのなくなった理由というのが、もちろんその間、全国的には今言ったように、かなりの松林、かなりの山林で空中散布がなされて被害が出たり、あるいはかなりの反対運動も全国的に当時起きまして、いろいろ問題になってニュースなんかに掲載したことは皆さんでもそれぞれご存じだと思います。

それが97年3月に失効した、なくなったその理由というのは、いくら続けていても松くい虫の被害がなくなる。このままでは切がないということでなくて、当時、既に別にあった森林病虫害等防除法というのに松くい虫の部分だけを入れて一本化されて、その当時、そのおかげで面積もかなり少なくなって、する条件も厳しくなって、規制も厳しくなって現在に至っている、散布されているところそれぞれで散布面積がかなり減っているという状況で、行政としても国としてもいつまで続けていても、なかなかなくなるというのを半分認めておられるというところで、現在の法律では、その松くい虫になっておりますが、法律上は松くい虫は一つと、その他病虫害ですね、ヒノキ、杉なんかの病虫害もこの法律の中には入っておりますというのを調べましたんですが、そんな中で、今回福崎町は6月3日に第1回、6月24日に第2回目の防除を予定どおりされましたですね。東部が162.1ha、西部が144.5haで307haほど。その資料を見てみますと、当初MEP乳剤といいまして、いわゆるスミチオンですね、スミチオンをまく予定だったんですが、途中から急遽、直前にエコワン3フロアブルという商品名の薬剤に変更になっております。急遽変えられたその理由というのを説明求めます。

産 業 課 長 急遽、薬剤が変わったということでございますけれども、先ほど議員さん言われましたように、皆さんよくご存じのとおり、ことしの5月26日に島根県の出雲市におきまして松くい虫航空防除の実施日に散布箇所周辺の小・中・高校で多数の生徒さんが健康被害、目の痛みや頭痛などを訴える事案が発生し、航空防除との因果関係がないとは断言できないということでありました。

この事案を受けまして、出雲市で使用されたスミパイン乳剤が健康被害との因果関係が疑われているため、周辺住民の安全・安心を担保するため、兵庫県では、その対応策として、使用薬剤をより人や環境に優しいとされるエコワン3フロアブルに変更することになったものでございます。

広岡史郎議員 5月21日に役場で20年度末松くい虫航空防除事業地区連絡協議会という

のをされております。この初日を見てますと、当然このときはスミチオンをまく予定でしたので、正式にはこの乳剤はメーカー名でスミパインとなっておりますが、いわゆるスミチオンですね。現在使用されている薬剤の中では、人畜に対する安全性が高く、農作物や園芸、家庭用などに広く使われている薬剤でありますというふうに、それで安全な方法で行いますがということをお願いすると関係地区に連絡されていますね。

ところが、三省堂から出ています『農薬毒性の事典』で重要な毒性のいろんなことを調べる時の事典ですが、これを見ていますと、スミチオンについては今までの松くい虫で一番よく使われていますし、その他ゴルフ場とかでも使用されています。その薬剤について詳しく何ページも載っております。つまり安全な薬でなかったわけですね。それを今度いい薬に変えたということなんですが、そのエコワン3フロアブル、いわゆるチアクトブリドという新しい薬ですが、これはアメリカのメーカーがつくった薬ですが、これは安全ということで、松のマダラカミキリそれだけに効く薬ということではありますが、基本的に農薬、殺虫剤で安全なものはないんですね。大体メーカーが安全な薬と書くようなところからしておかしいと思うんです。危険性が少ないと、より危険性が少ない薬であると本当はメーカー側は書かないといけないんですけど、危険という言葉そのものを載せると、メーカーはもう売れないと思うので載せないと思うんですが、そういう認識で取り組んでおかなければならないというところなんです。『農薬毒性の事典』、私たちが毒性を調べるのはこれしかないんですが、図書館もこれと同じ本があり、2002年に改定されてます。

今のチアクトブリドというのが2002年に農薬登録されているので、これにはチアクトブリドという一行だけ、新しいのがあるというだけで、そのデータは何も載っておりません。ですから、ほんとに今年から使用されたこの薬が安全かどうかは、今からどういう被害があるのか、まだわからない。安全と思っても実際に安全でなかったという薬もありますので、担当は、その点だけは認識して県に絶えずほんとに大丈夫か、データを出してくれというようなことは言うておくべきだと、それを覚えておいていただきたい。

ただ、メーカーの試験では、劇薬指定では普通物で、魚毒性はA類と、今のスミチオンはB類。ですから、10倍ほど魚に対する毒が弱いと。A、B、Cとなるほどきつくなりまして、例えば、Dなんかの薬ですと空散の霧が池に落ちるだけでも、例えば池の魚が全部死ぬとかいうような状態なんですが、それから見ると少し安全かなと思うんですが、そういう認識をしておいていただきたいと思います。

それから、町長のコメントにもありますが、松を守る理由というのがいろいろありまして、景観のために守るというのと、それから、がけ崩れ防止のために、松は荒地に強いので根を張って守るということになっておりますが、それも余り理由にならないと思います。例えば、近畿地方でも滋賀県、京都府、大阪府はもう一切やってませんし、奈良、和歌山でもほんとに何十ha、福崎町より少ないぐらいの面積。そこでがけ崩れが多発しているかというところでもありませんし、すべてはげ山になっているかというところでもありませんし、使用目的は、福崎は昔からマツタケの産地ということで、やっぱりマツタケ山を守るというのが大義名分があると思うんですね。

この前、商工会の局長室行ったら、昔の古い福崎のマツタケ狩りへ来てくださいといういいポスターが張ってありましたわ。局長さんうれしそうに、これ見つけましたいうて宣伝してはりましたので、また見ておいてください。

そういう理由があるんですが、最初に戻りまして、アンケートですけれども、これはほんとに安全な薬だとなっておっても住民さんに害が出るか、大丈夫なんかいうのを知る絶好の機会だったと思うんですね。やはりアンケートを取って住民の声を聞かないと、航空防除やってるな、ちょっと調子悪いなと思っても一回一回、全部の住民さんが役場へ電話かけてくれるわけでありませんし、せっかくこういうアンケートを県議会の会派の方がされたということを、僕は活用すべきだと思うんです。ただ、残念なのは、ある議会活動報告の新聞で、このアンケートが意図的にされたんじゃないかと書かれて、航空防除がいいんじゃないかと書かれた記事もあったんですが、これは早合点だと思うんですね。やはりこういうことはアンケートの結果というのを賛成も反対も含めて、すべて町にきていると思うんですよ。反対の声だけが来ていたら、これは意図的だとなるんですけども、こういう声がありましたということで町に考えてくれということを申し上げておりますので、その住民の百何人の声がありましたね。それ見ていますと、賛成反対ちょうど半分半分、だから町長が9月号の「広報ふくさき」の記事で悩んでおられるのもわかるんですが、やはりそういう声を知れたというのではよかったということで、このアンケートを僕は活用すべきだと、評価すべきだと思うところがありますが、町としてはこれをどういうふうに評価されて、この申し入れに対して県とどういうふうに協議されて、今どういう対応をされているか、あるいはされようとしているのかについてお尋ねしたいと思います。

産 業 課 長 このアンケートの評価ということでございますけれども、先ほど議員さんが言われましたように、1,350枚のアンケートの中から169人の方が回答されており、その中で51人の方が反対賛成に対して意見を述べられておりますけれども、その数も言われましたように半数半数ということで、その中におきまして、少数の方が健康被害があったのではないかとということでございます。このような中におきまして、体調の異常を訴える人はなかったと基本的には思っておりますけれども、実際にこのアンケートの中におきまして出てきている以上、無視はできないものと考えます。

県とともに被害を訴える方の特定をし、今後の対応に生かしてきたいと考えておりまして、今現在、県とともに実際に被害を訴えられた方の把握をするため、今月の9月4日に関係地域の区長さんを通じまして、体の異常を感じた方は申し出ていただきたいということでチラシを配布させていただいているところでございます。申し出期間を9月17日までとしておりましたけれども、現在のところ申し出はありませんでした。その結果を受けまして、現在県が把握されております2名の方から聞き取り調査を実施することになっているところでございます。

技 監 今、経緯は課長が申すとおりでございますけれども、健康被害があったと訴えられているお二方につきましては、2日前の一昨日に県と町の担当がヒアリングに参っております。

その結果の概要を申し上げますと、お一方は、五、六年前までは確かにそういう症状があったと。最近は全くそういうことがないと。特にことしの場合は、においも全くしなかったということで、ことしの空中散布について因果関係はないという結果です。

もうお一方は、これ、個人情報的な面がありますのであれですけれども、ハウスシック症候群になっておられる方で、化学物質過敏症です。ご本人も春先から秋口までずっと体調が悪いということで、今回も6月に散布しておるんですけども、その2カ月前から既にそういう症状が出ておったということで、これについても航空防除との直接の因果関係はないんじゃないかと考えておると、そういう

ところでございます。

6名健康被害があったと訴えられておりますけれども、あと残りの4名の方は先ほど申しましたような調査をしておりますけれども、現時点でまだ私であると名乗り出ておられませんので、現在のところ調査できる対象の方はこのお二方だけという結果でございます。

広岡史郎議員 いわゆる無記名のアンケートなんでね、書いところかという内容あるかもわかりませんし、やはりひょっとしたらと思ってそういうのがあったと思って書いたのかもわかりませんし、これはケース・バイ・ケースで非常に難しいんですが、私は、その内容よりもそれぞれコメント書かれていますね、106人の方が。これも届いていると思うんですが、これがそれぞれの住民さんの声がよくわかって、非常に参考になると。これだけの声を集めてもらったというのは非常にいいことだと思うので、これをもとに、やはりそういう考えがあるということで、易、不易、メリット、デメリットも含めまして、町長のコメントにあるんですけども、きちとした住民の声が反映されるような今後取り組みを期待しておきます。

私個人としては、環境問題、無農薬とかに取り組んでいますので、農薬使用は反対ですし、山に利権も何もありませんので、マツタケのひとつも口に入りますので、できればやめてほしいというところがあります。というのは、川の環境の県の代表をしますので、お願いしたいと思います。

それから、前回の質問その後ということで、きのうの吉識議員もきょうに答弁を繰り越しておられる質問で、ホームページの充実ということですが、とりあえずできるところはやって、また全体的な見直しはまたするという答弁を前にいただいていたんですが、その後、現在までにどのように充実されたか内容を説明求めたいと思います。

企画財政課長 前回のご指摘いただきましたのち、早急に各課に対して、現在掲載しているホームページの内容について他市町のホームページなども参考にしながら見直すようにという指示をいたしまして、順次内容の充実に努めてきているところがあります。それ以降、主な充実させた内容といたしましては、税務課関係でしたら国民健康保険税、それから後期高齢者医療保険料、こういった内容を充実させております。

また、健康福祉課におきましても後期高齢者医療制度、また、介護相談等の内容、それから医療機関ですとか夜間診療、小児救急医療、こういった関係の情報を入れさせていただいております。

住民生活課におきましては児童手当等の関係、水道課におきましても各種手続等の内容を充実させております。

学校教育課では保育所情報、これはもともと全国ネットの方にはすべて情報を載せていたんですが、福崎町のホームページから見られなかったのも、リンクを張った形で充実をしております。

それ以外、まだまだ不足している内容もあろうかと思っておりますので、順次、更新をしていきたいと考えております。

広岡史郎議員 6月議会時には、特に保育所情報と後期高齢者の説明ということで質問したわけですが、後期高齢者医療制度については、政府も見直すということで、どう転ぶかわからないところが大きいにあります。今回、保育所については子育てネット見てくださいと、コメントですね。町のページでは見られないわけですね。クリックして初めて全国ネットの全国の自治体子育てサービス検索へ飛んで、そこで初めて福崎町の情報がわかると、それも今回見直し中ということで、まだ人のふんどしを借りてしてるだけやと思っておりますので、ぜひとも自前で、前に言ったよ

うに、播磨町では各子育て、各保育所のテーマ、私たちはこういう方針で子育てしますというのがありますので、そういうことも含めて、今どこでも通園できますので、どこに行かそうかという保護者の判断のできるようなところも含めてのより一層の充実したホームページのできること、あるいは将来的には全面的なほんに見直しを含めたいホームページができるように改めて今回は要望をもう一回しておきまして、また続けて聞いていきたいと思うんですが、そういうことをさらによくなることを要望しておきまして、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、広岡史郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。再開は１０時５０分といたします。

◇

休憩 午前１０時３１分

再開 午前１０時５０分

◇

議長 会議を再開いたします。

次は、９番目の通告者、富田昭市君であります。

１．金銭教育について

以上、富田議員どうぞ。

富田昭市議員 議席ナンバー１４番、富田でございます。ただいま議長のお許しが出ましたので、ただいまより通告に従いまして一般質問をいたします。

私の質問は、金銭教育でございます。

現在のゆがんだ経済社会の中で、経済弱者にならず一人一人が幸せをつかみ取るために、体験とか知識あるいは知恵を持つように子ども向けの金銭教育がより一層大切になってきていると思います。早くから金銭感覚を養い、金銭トラブルに巻き込まれることやニートになることを防ぐのが目的であります。欲しいものと必要なものとの違いを理解してもらいまして、小学生のうちから欲しいものを我慢することや、お金のリスクを学ぶ教育は学校現場で系統的な教育は必要であります、その取り組みはどのようになっているのかお答えを願います。

教 育 長 金銭教育については、幼い子どもたちには非常に重要なものと思っております。

具体的な学校での取り組みであります、小学校６年生の社会では、予算とか税金等について勉強しております。時々外部講師を招いて税金の使われ方とか税金の大切さなどについても学習しております。中学校の社会では、税金の使われ方、大切さについて学習しております。小学校の家庭では、家計のやりくり等について学習をやります。また、生徒指導では正しい買い物の仕方とか、子どもらしい金銭感覚を指導しております。

また、夏休みの課題として税の作文コンクールなどを書かせまして、このような金銭教育の取り組みをしております。

富田昭市議員 各科目の中で、いろいろそういう税金とか、あるいは予算の勉強をされているということでございますが、これが１週間当たり時間数にしてどのぐらいそういう勉強されているのか、教育長ご存じですか。

教 育 長 １週間当たりというそういうものはなかなか難しいことでありまして、学習指導要領で各教科の中で、年間こういう単元があったらそこで学習するということになりますので、例えば１単位３５週としますと、そのうちの１時間か２時間ぐらいではなかろうかと思えます。

富田昭市議員 今、物が非常にあふれる現在、子どもたちが物を大切に思う心が実際育っているのでしょうか。子どものときに、どういう暮らしをしてきて、どういう金銭教育を受けて、また、親と接したことなどが蓄積されまして、そして金銭感覚が築

かれていくのではないかなと、このように私は思っております。お金と子ども、そして親と子、家族とお金の問題を余りにも軽視してきたのではないかなと思います。ですから青少年の犯罪がふえ続けていると私は思っております。その原因は、金銭感覚が欠けているからではないかと考えるわけですが、その点についてはどうでしょうか。

教 育 長 金銭感覚の欠如と青少年犯罪の増加の関連であります。どうも昔のころと違う様子が今、家庭の中でも見られます。すなわち、幼いころに子どもたちの望むままにほしいものやお金を与え過ぎている家庭があるかと思うんです。正月の高額なお年玉、何かにつけての高額な小遣い、調査の結果は忘れましたが、1カ月に1万円以上の小遣いをもらっておる子どもたちも何%かあります。こういうふうに小さいうちにこんな高額なお金を手に取りますと、買い物の中身もだんだんと大きくなっていきます。学年の進行につれて遊びに使う金額も膨らんでいきます。そうするとお金がもっとほしくなります。もっとお金がほしくなれば、だれかに借りるという手段になります。借りる額がだんだん大きくなりますと返せなくなります。その次からが犯罪の中に入るような事例が起こってくるかと思うんです。例えば事例で言いますと、その次に万引きがあったり、恐喝があったりという連鎖があります。

私がかつておりました学校におきまして、こういう連鎖でいろいろ問題行動を起こした生徒がおりました。町内におきまして、1カ月ぐらい前の話なんです。小学生がゲームセンターに入りびたりの事例がありました。ゲームセンターに入り浸りまして、だんだんとそのお金が足りなくなり、お母さんの財布から無断でお金を抜き出しました。その抜き出すお金がだんだんと高額になり、ついにお母さんに見つかりました。その高額のお金で、友達と一緒にゲームをやっていました。そうなってくると親にうそをつくということになってまいります。この子については、それ以上のことはなかったんですが、こういうふうによりにも高額なお金を子どもたちに持たせることは、将来子どもたちが成長するにつれて犯罪に陥る可能性がありますので、子どもたちのお金を与え過ぎないということが非常に大事ではないかと思います。

我々の子供のころには貧乏でありまして、こういう青少年犯罪は非常に少なかったと思います。昔のように変わることはなかなかできませんけども、このようなことが我々には大事なことでないかと思います。

富田昭市議員 教育長言われるとおり、実際に今の子どもたちは、物を与え過ぎるというのが実際こういう問題が起きていると思います。私が住んでいる駅前におきまして、近年、銀行帰りのお年寄りの方、あるいはお母さんたちが、何件となくひったくりに遭いました。これは、犯人がわかっておりませんけども、やはりその手口からして、そういう青少年の犯罪ではないかなという感じがするわけなんです。やはり困ってお金を取るというのではなくして、小さいときからの習慣で物を与え過ぎて、やはりその習慣によって遊ぶための金ほしさにそういう犯罪を起こす、また、それが進んでいったいろんな形の事件が起きているわけですが、この辺については、やはり私は、しっかりと教育現場でもってそのお金の取り扱い、先ほど話がありましたように、税金とかそういう問題ではなくして、お金を通しながら人間教育をしっかりとしていくという教育が大切ではないかなと思っています。

人とか物、あるいは自然を大切にしていきながらお金を大事に使うその習慣を幼いときから身につけましたら、生涯にわたりまして生きる力にもなっていくというふうに思うわけなんですね。それが多重債務とか、あるいはそういうことの

増加を防ぐ安全網になるわけなんですけど、やはりこういうことがやがては社会の縮図を生み出してしまってしまうことにもなりかねないわけでございます。

近年は子どもの世界にもカードが普及しまして、金銭をめぐる子どもたちの環境が大きく変化をしているわけでございます。カードさえ持っていれば銀行はもちろんのこと、コンビニでも簡単にお金を引き出すことができるし、まして暗証番号さえ打てば小学生でもお金を引き出しているわけなんです。私は、このような実態を目の当たりにいたしましてこのような質問をしているわけなんですけど、教育長は学校の校長会議におきまして、このように子どもたちがカードの利用について、そしてまた、指導とか教育とか事件等について問題は出ていないのか、そのお答えをお願いしたいと思います。

教 育 長 子どもとカードの問題でありますけど、この便利なカード社会は子どもたちを犯罪に誘引する一つの原因になるのではないかという話はしたことがあります。カードではないんですけども、子どもたちの携帯電話の使用料の件で話をしたことがあります。いろんなマスコミでも報道がされますように、小・中学生の携帯電話の使用料が毎月何万円という支払いをしなければならんような使用の仕方をする子どもたちがおります。これは口座引き落とし、料金後払いという方法ですからカードと同じようなものであると思うんですけども、この携帯電話の使用について自己管理ができるような使用の仕方を指導してくれという話をしたことがあります。

大人の社会の中では、カードを使って買い物をしてカード破産といいますか、そういうことに陥って消費者金融に走り、これが多重債務になり、犯罪誘引という連鎖を引き起こすことがありますので、今は子どものうちから便利なカード社会についての警鐘も指導する必要があると常々思っております。

富田昭市議員 今、子どもだけではなくして、カードによって引き落としを強要されて、そして振り込め詐欺等も出ているわけでございます。こういうふうに簡単に、昔でいえばお金の問題もお父さんが働いてきて現金をお母さんに渡して、そしてそこからいろんな区分わけをしてお金を使っていたように思います。しかし、現在の子どもさんたちは、銀行に行けばお金が出せる。コンビニでお金が出せる。要するに簡単にお金が入ってくるという錯覚を起こしているような気がするわけなんです。やはり子どもさんたちがお金に目覚めるころ、幼児期だと思いますけども、その辺から私は狂っているような感じがするわけなんです。これは家庭だけではどうしてもそういう教育はなかなかできないと私、思います。学校教育がいかに大切かということは教育長もご存じのことだと思いますけども、そういう中で、しっかりとカードを親御さん、あるいは学校の中でもそういう教育をしっかりとしていただきたいなと思うわけでございます。

先ほども小遣いのお話が出たわけなんですけども、その小遣い、現金を子どもさんに渡すことは、本当はいいことだと思うんです。それはそこでもって金銭感覚が育つと思うわけなんです。それと同時に、使い方を教えてあげなければいけないと思うわけでございます。お金を使うのにはお金は使うためにあるんですから、これは三つの使い方があると思うんですよ。使うためのお金、そしてもう一つは、貯金をするためのお金、そして３点目は、そのお金を分かち合うお金です。これはどういうことかと言いますと、誕生日とかプレゼントなどに自分以外の人のためとか、あるいは社会のために使うお金なんです。そうすると子どもは楽しみながら自分自身の目標の実現に向かってそのお金の使い方をしっかりと覚えていくようになっていくと思うんです。私は、この辺が少し欠けているのではないかなという感じがするわけです。やはりチェックをしていくというのと

金の使い方というのをしっかりと教えていくべきではないかなと思うわけです。

現在の社会を見渡しても、国はまさに借金まみれなのに、不景気で困っている国民にさらに負担を押しつけまして弱者救済の政治を放棄しようとしております。大きな橋とか、あるいは道路、新幹線などはつくっても高齢者とか失業者へのケアなんかを考えていないように思うわけです。国政のことをここで言うてもしょうがないんですけども、今こそ学校教育の予算を今以上に投入いたしまして、私は、この金銭教育、人間教育をしっかりとしていかななくてはいけないと思いますが、その点は教育長どうでしょうか。

教 育 長 今のご質問の最初の方に言われましたけども、昔、私たちの子どものころには、学校で子供銀行というのがありました。この子供銀行に預けるお金は親の手伝いをして、もらった小遣いを子供銀行に預けて貯金通帳を見てためるのを楽しみにしておりました。何ばか、目標のお金がたまったら、それで自分の一番好きな目標であったものが買えるという夢がありました。

ところが最近では、なかなかそういう子供銀行もありませんし、自分でこつこつとお金をためて将来こういうものを買いたいという子どもたちもなかなか少ないように思います。一遍に何がほしいというたら、親がどんと買い与えるという社会であるのが非常に多くなってまいりました。

こういうことを子どものころからきちんとやっておりますと、大人になってからも、いわゆる借金をしても能力を考えた計画的な借金ができるんじゃないかと思うんです。世の中には汗を流さずに物やお金だけ動かしてぼろもうけするような人おりますけども、こういうのがマスコミにどんどん流されると子どもたちによい影響を与えるはずがありませんから、きちんとした学校、または家庭での教育が必要ではないかと思っております。

それから予算増とか人間教育のご質問ありましたけれども、これはどういうふうに予算を使うかについてであります。このような金銭教育は体験教育が大事ではなかろうかと思うんです。中学校2年生ではトライ・やる・ウィークなどの体験活動があります。またはクリーン作戦なんかも参加していろいろ体験すればいろんなことがわかんと思います。ある学校では、募金活動をして、幾ばくのお金がたまって海外の開発途上国のところへ送ってお礼の手紙をもらって充実感を覚えたというのがあります。こういうふうにかつこつと1円でも2円でもためるということの大切さが子どもたちの現在の教育に必要なではなかろうかと思っております。

予算をどういうふうに使うかについては、今後、学校の方でも教育委員会でも考えていきたいと思っております。

議 長 ただいま、署名議員の補充をいたします。10番、広岡議員、よろしく願いいたします。

富田昭市議員 今の教育長の教育方針はトライ・やる・ウィーク授業ということなんですけども、私は意義があると思うわけなんです。やはりそういうふうに関実に自分が働く経験をして、そしてそこでもって働いた報酬としていただいたお金をそういう形で使っていく。ほんとにすばらしい体験だと思うわけでございます。しかしながら、全生徒が本当にそのような清らかな気持ちでその授業に参加し、そしてそういう気持ちになっているかというところ、そうでもないようでもありますので、その点が教育の難しいところだなと私も思っているわけでございます。

今回も運動会がありまして、中学校、小学校に両方行かせていただきましたけども、一生懸命にやっている生徒、私たちもそれを見ながら一生懸命に応援をし、感動もしました。しかし、中には非常に不愉快な行動をする子どももいました。ましてや、それをあおっているような成人もいたように見かけましたが、や

はりこういうことは教育現場であっていいものか、と私は本当に心を痛めたわけでございます。こういうことが日ごろのそういう教育がああいうところに出てくるといことは、大勢のご来賓の方々、あるいは保護者が見ている中でその行動を見たときに、学校は何をしているんだと思うわけなんです、1人1人、育ってきた経緯がありますので一概には言えませんが、学校教育の中で一つ一つそういう取り組みを強化していきながら、そして子どもさんたち1人1人を見つけていくような形で、今後教育の取り組みを強化してもらいたいなと思っております。

そして現在は、その家庭におきましては住宅破産は言うに及ばず、借金問題が絶えることはありません。そのようなお金が異常な力でもって今、社会で行っております関係上、子どもを守り育てるには何らかの手を打っていかねばいけないと私は思っております。お金に関する問題を土や根っこの問題とするならば、そんなにすぐに結果が出るものではないと思っております。今、福崎町の金銭教育の基本方針をここでお尋ねするわけなんです、もしそれがありましたら、教育長お願いいたします。

教 育 長 一言でいいますと、もったいない教育であります。物やお金を大切に使う心を育てる教育であります。

富田昭市議員 現在このもったいないというのは世界共通語にもなっているようでございますが、もう少し子どもたち全員が常日ごろから取り組めるような金銭教育の基本方針も必要ではないかなという感じがするわけなんです、これも今後いろいろと考えていただきまして、その方向もしっかり取り組みをしていただきたいと思います。

例えば、大根や白菜でも枯れることを前提として育てる人はいないと思います。あくまでも大きくておいしく育てほしいから肥料や水をやるわけでありまして、子どもを育てるときも同じだと私は思っております。釈迦に説法かも知れませんが、大人になって社会を担ってもらおうということで、金銭教育をしっかりとっておけば、命にかかわるような不正をして、利益だけにこだわる社会人は、今よりも減っていくのではないかなと思います。お金の話というのは、人間の営みの中で核みたいなので、よいことのほかにも汚いこともつきまっております。多分そういうイメージがあるので、話題とすることを今まで避けられてきた理由ではないかなという感じもするわけでございます。

そこで教育長にお尋ねするわけですが、お金ってどういうものかと尋ねられたら、教育長はどのようにお答えしますか。

教 育 長 人生設計に必要なものの一つ、または夢や目標を達成させる一つの手段ではなかろうかと思います。

富田昭市議員 お金そのものの性格は利便性だけで言いますと、太古の先人が物々交換の経済に行き詰まって、そして、物のかわりに石とか貝殻などで取り引きをしたこと、簡単にいえばそういうことかなと思います。その石や貝殻ですね、だんだん銀とか金とかアルミを使ったお金があらわれまして、そして現在の紙幣になってきたわけなんです。お金は人間がつくったにもかかわらず、理論すら一定しない、また、お金について見解を与えてもすぐ違う方向へ向かってしまうというふうに私は思います。ですから、子どもに説明を言われても困ることが多いと思うわけなんです。

そのような中で、金銭教育を学ばなかった若者が、ところてんのように社会に出されてしまい、金銭感覚がわからないまま職業につかずにいるわけなんです。そのような若者を見ていきますと、四つのタイプに分かれると私は見ております。

一つは、ヤンキー型、これは反社会的で享乐的、今が楽しければいいというふうなタイプの人間。もう一つはひきこもり型、これは社会との関係を築けず、ひきこもってしまうタイプ。三つ目は、立ちすくむ型、これは就職とかいろんなものを前に考え込んでしまうタイプ。もう一つ四つ目、これはつまずき型といいまして、一たん、就職はしたものの早々にその職をやめて自信がなくなってしまう、そういうタイプなんですね。こうした引きこもりによる家庭内の事件が今、増加して社会問題としてクローズアップされているわけでございます。この原因は、教育現場にあったのか、あるいは家庭にあったのかは、はっきりいえないわけなんですけど、これからの課題といたしまして、若者のニート予防と自立、また、お金と人生について教育長のお考えをお示し願いたいと思います。

教 育 長 この若者のニートの原因について、四つの型のご説明をいただきましたけども、このニート予防の一番大事なことは、私は、学校の進路指導にあると思うんです。私の経験からいいますと、生徒たちに夢や目標を持たせる進路指導をいかに入学時点から始めるかということが非常に大事であると思うんです。例えば私がその中で一つの実践でやったのは、10年後の私、20年後の私を語れというふうなことでありました。その夢や目標を達成させるには、今、高校生活の3カ年間で何をしなければならないか。卒業してどういう進路選択をしなければならないか、その進路選択の中で、どういうふうに業務をこなしていくかということを語らせました。全部が全部うまくいったわけではありませんが、かなりこの指導によって自分の将来の夢に向かっていく卒業生が多いと自負しております。

かなり前から言われました離職率の七五三という言葉があります。中卒の子で3カ年間で7割の子がやめる。高卒で3カ年間で5割の離職、大卒では3割の離職、今この率がもっと大きくなっているかと思うんですけども、こういうことでニートになる若者が今ふえておるといえることがあります。

お金のことを今言われましたけども、このお金につきましても、この職業につけばこういうふうにお金を得ることができて自分の将来の夢と結びつけることができるというこういう進路指導、学校でのキャリア教育、これがニート予防に今一番大事ではなかろうかと私は思います。

加えて言いますと、学校での金銭教育というのは、働く意欲を持たせられる絶好の教材であるかと思えます。

富田昭市議員 本当にこの問題については、私もいろんなものを見て調べてきましたが、非常に難しく回答を得ることが私でもできませんでした。そして、一つわかったことは、その中に、ニートになる可能性の高い人ということで、これは書物によるものですから正しいかどうかわかりませんが、そのようなデータを取った方がいますので、あえて言いますけども、やはり学校時代にいじめ、ひきこもり、あるいは勉強しなかった、そうして教育長が言われましたように、進路指導の問題とありましたけども、そういうふうになってしまう人は学歴が左右するというようなことが書いてありました。これは中卒でもって50%を超しているということは言いました。そして高卒でも同じように数字が高くなっているわけです。

そして、今の社会が生んだこの学歴主義が、これは自分で考えたんですけど、こういう若者をつくっているのではないかなという感じがするわけなんです。昔は社会の仕組みというのが非常によくできていたような感じがいたします。一つの会社を例にとりましても、そのピラミッド社会がしっかりとできていたような感じがするわけなんですね。社長がおり、部長がおり、課長がおり、係長がおりという形でもって、それぞれの部署の仕事をしっかりとやり、そして現場で物をつくっている従業員の方々、そしてその方々が一生懸命に物をつくって、喜び、

そしてそれを感激している管理者、それがしっかりとでき上がっていたわけなんです、ここ数十年、だれもかれもが大学に行くようになってしまっている。学校生活の中で、勉強嫌いな子も中にはいると思います。しかし、こういう子どもたちを学校の教育現場でなくせるような感じがするわけなんですね。物づくりの得意な子もいれば、学問の得意な子もいます。そういう中で、だれもかれもが大学に行かなければ今の社会では通用しないというようなことを学校で言うてはいけないと私は思います。

いろんな方々がいるわけなんです、やはりそれぞれの持ち場持ち場でもって一生懸命に働いて、私たちの若い時分にはそれを誇りに思っていました。しかし、それが今崩れてしまっており、現場でもって働いていても、それが追いつかない。といいますのも、見てみますと、その書類の数がすごく多いわけなんですね。これは働いても働いても追いつくはずがありません。現場でもって一人で働いて、上を見てみると、上には非常に大きな管理者がおる。これは会社が成り立っていきません。物を生産して、それを売って初めて利益を得るわけなんですから、今あちこちでもっていろんな不正が出てきております。これはそういう会社の仕組みが壊れているから、そういう不正をしなければ利益が得られないわけなんです。これは国の制度が悪いと私は思いますけども、そういう中で、どの分野でも働いたら自分たちが幸せな生活ができるんだという社会の構築が大切ではないかなと私は思うわけでございます。

こんなこといくら話してもしょうがないわけですが、こういうことを私はしっかりと教育関係で問題提起していただき、やがては上位まで持っていけるような対策を練っていただきたいと思うわけでございます。何があっても人それぞれが一生をどのようにして過ごしていくかは、その幼少期によって左右されるようなことが言われておりますけども、私はそうじゃないと思います。やはり、努力をしていく人間が最終的に報われる、そういう社会とつくっていかねばいけないと思うわけでございます。

ここで一つの提案でございしますが、今後、小学生からお年寄りまでが金銭教育とか、あるいは人間教育が学べるような健全な金銭感覚を養うことができる講演等をしていただきまして、自立して生きることができる人間を育てていただきたいと思いますが、そういう講演なんかはどうでしょうか。

教 育 長 この金銭教育は基本的には、私は前に言いましたように、家庭を中心に行われるものであると思うんです。と、同時に、常に学校と協力、協働してやっていくものだと思います。しかし、身近な親や先生よりも外部の講師を招いての講演会も新鮮で非常に記憶に残りやすいものでありますので、この講演などについても今後充実していきたいと思っております。

具体的に現在も税務課とか税務署とかで、全部の学校ではないかとは思いますが、このような講演をしてもらっております。社会保険庁などもこの社会保険についていろいろ話すよという元同僚の話がありますので、いろんなところでこういうものが利用できればと思っております。

富田昭市議員 今そのようにおっしゃいましたけども、今あちこちでこの金銭教育を実施されている団体もあるわけなんですね。私が先日読んだ新聞によりますと、これは横浜大学の教授で、お名前は忘れちゃったけども、その方もほんとに現在の若者を見て、やはりもう一度基本からそういう金銭教育をしていかねばいけないということから、そういう講演を盛んに今取り組みをしているということでございました。

やはり、これはそれぞれが取り組んでいくべきことでございますけども、今

のいろんな年金問題とか社会保障の問題等もありますので、やはりこれはすべてに該当すると思うんです。子どもさんだけの特権ではなくして、お年寄りから子どもまでがすべてこういうものを取得していきながら、すばらしい生活をしていくべく、そういう教育が必要ではないかなと思いますので、また今後考えていただきたいなと思います。

今の社会は、非常に家計から元気がすっかりなくなってしまうております。日本経済の下支えを担ってきました個人消費も伸び悩みが著しく落ち込みまして、その動向が景気に与える影響が大きくなり、そして悪循環が続いているようにも考えられるわけでございます。地方から元気になれるように生活者の目線でもって思い切った福崎町の財政改革をしていただきたいと思いますと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

副 町 長 近年の医療制度改革等、目まぐるしく変わる国に施策、また、兵庫県における行財政改革等の動向を見きわめるのが非常に難しい状況にあります。このような厳しい財政環境ではありますが、今議会で報告させていただきました財政健全化であります数値等を堅持しつつ、福崎町の施策の特徴でもある福祉施策を持続していきたいと思っております。

時代とともに住民要望等も変わってこようかと思えます。財政構造を変えたり、国・県の施策を無視した町財政運営はできるはずありませんが、一つ一つの施策に目を配り、町長の施策でありますいのち、くらしを守る観点から必要な施策には重点配分をしていきたいと思っております。

質問議員もおっしゃっておられますように、お金、財政は大変大切なものがあります。いたずらに滞納を許さず、法的措置も講じてでも対応していきたいと思っております。

しかし、ない袖は振れないという状態の滞納者が多いのが実態でもあります。質問にもありましたように、ライフライン関係の使用料等を滞納している方は多重債務に陥っています。金銭教育の大切さが必要であろうかと思えます。

富田昭市議員 本年度の決算で地方公共団体の財政の健全化に対する法律について公表されて、20年度の決算から財政健全化の策定が適用されるわけでございます。自主的な改善努力によりまして、より町民の暮らしがすばらしいものになることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で、富田昭市君の一般質問を終わります。

次、10番目の通告者は石野光市君であります。

1. 安全・安心のまちづくりについて
2. 交通安全対策の推進について
3. 後期高齢者医療制度について

以上、石野議員どうぞ。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は、安全・安心のまちづくりについてであります。

防災、消防、救急搬送、医療、福祉などの機関体制だけでなく、道路網の整備や危険箇所の改善などさまざまな面からこの安全・安心のまちづくりについて検討され、改善が加えられていくべき課題であると考えています。そのいずれに弱点があっても十分な効果が発揮されにくく、さまざまな要素が有機的・総合的に一定の水準を保ち、改善が図られるよう常に見直しの取り組みが欠かせない分野であろうと思います。

とりわけ、高齢化や核家族化の進行という今日、高齢者だけの世帯も増加傾向と推察するところでもあります。最近、町内の方から、救急車が夜間、幹線道路か

らの進入路を誤り、目的の住宅への到着に余計な時間を要した場面を見かけたとの話を伺いました。近年、消防署の救急車、消防自動車などは大型化しており、幹線道路との取付部、交差点に不具合があると進入していけない、あるいはスムーズに入って行きにくいという例や、途中の曲がり角などが曲がりにくい、あるいは通り抜けできないという例もあると認識しています。集落ごとに改善が進んでいるところや余り進んでいないところなど開きもあるようですが、全体として改善が進むよう町として目配りしながら取り組んでいただきたいと願うものであります。

西光寺玉屋線の東中学校の東の始点部分の拡幅を求めていましたが、今年度工事が実施されるのは、こうした面での効果改善を期待されることであります。同様の部分改良で救急車と同等の車両の通り抜けが可能になったり、進入が容易になるような箇所については地元区や関係者の意向を尊重しながら町として改善のために種々の取り組みを積極的に進めていただくよう望むものであります。

それぞれ経緯があって現状の課題が残されていることと思いますが、以前にも増してデイスサービスの送迎や訪問入浴サービスなど自宅までそうした車が入ってこられるのと、離れたところまでしかこられないという場合のそうした不具合について、実施に生活する住民の利益を尊重する視点からも積極的な姿勢で改善のための方策をきめ細かに講じていただきたいと願うものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 現状は要望箇所が多く、さらに昨今の財政事情等から事業規模によっては事業化となるまで長期の期間を要することが課題となっております。また、事業採択に際しましての優先順位につきましては、住民の要望であること、地権者の同意があること、道路整備の必要性が高いことなどを勘案し、判断を行っているところでございます。

道路の整備の内容は、緊急車両などの進入を可能にする拡幅工事や高齢者や子どもたちが地域を安全に通行できる改良工事などを視野に入れつつ、厳しい財政状況であります、できる限り要望にこたえて整備を進めることが必要であると考えております。

石野光市議員 中島井ノ口線でありますとか、道路でも大変多額の予算が用いれていく時期であります。しかし、そういう財政事情も勘案しながら、町全体として調整ができていくところからスムーズに少しでも早期に改善されていくよう望むものであります。

地元での調整が進まないとなかなかこれは前へ行かない。しかし、一方で、住民の皆さんも、そういう福祉のサービスを受けていく上で道路が大きな役割を果たしているという認識も高まってきている昨今だと思います。さまざまな場面でこうした問題についての改善について、地元の機運も高まっていくよう働きかけ、啓発もあわせて進めていただきたいと思っております。

地元区からあがってきた問題については、積極的な支援、助言も含めて、一層積極的な姿勢でこたえていっていただきたいと改めて要望しておきます。

さらに、消防署では救急車両が目的の地点に到着するための最善の道筋について、最新の情報が的確に取得され、いざというとき迷わずに走行できる仕組みができていくのかという疑問も聞いているのであります。特に姫路市の消防組織の一部に中播消防署が組み込まれ、人事異動なども定期的に行われるという環境の変化もあり、以前のように地利に明るい職員ばかりでなくなっている事情を察しての不安の声であると思っております。こうした声を聞いているのであり

ますが、どのような仕組みでこうした問題に当たられているのかお答え願います。

住民生活課長 中播消防署では治水調査ということで、随時管内の地利、水利の調査を行い、消防活動をする上で必要な情報を調査し、把握しているとのことでもあります。

石野光市議員 住民の皆さんも、やはりこうした問題について関心が高くなっていると思います。今申し上げましたように、中播消防署が人事異動を行う中で、必ずしも地利に明るくない方が異動されてくることもある。中播消防署も独自にそういう治水調査ということを経営的に取り組まれているとのことでもあります。町として、必要な情報については的確に伝えるような仕組み、例えば、道路工事や水道工事、そうした事例があるかと思います。情報交換というんでしょうか、そういうことについて、今までも行われてきたのでしょうか。この点についてお答え願いたいと思います。

まちづくり課長 道路工事などの際には、事前に消防署には書面をもって連絡をいたしております。

石野光市議員 しばらく前ですけれども、月見橋で1日であったかと思いますが、通行止めというようなことがありました。ほんとにそうした情報がきちんと遺漏なく伝わっていくよう望んでおきます。

次に、交通安全対策の推進についてお尋ねいたします。

事故多発交差点や交通量の多い交差点では、それにふさわしい対策が検討されるべきものと考えているものであります。中学生の通学路ともなっている南ランプ交差点では、夜間暗いので夜間照明の設置を求めていましたが、現状はどうなっているのでしょうか。

まちづくり課長 この南ランプ交差点の道路照明灯の設置につきましては、以前もお聞きしているんですが、優先度の高いところから、本年度も工業団地の方で設置もしましたし、橋梁の両側にも設置をいたしました。

この場所につきましては、前回も申し上げたとおり優先度の高い通学路でもあり、交通量の多い、また大きな交差点でありますので、できるだけ早い機会に設置をしたいと思っております。

石野光市議員 予算執行の中で、目途も出てくるかと思いますが、これからの夕方、早朝の時間から暗くなってくる。中学生などが通学する時間でさえ、もう暗くなってくるという時期を迎えるわけでありまして、できるだけ早期にこの工事が進められるよう改めて要望しておきます。

また、姫路北病院への進入路となる2級町道の取付部では県道が若干ではありますが南北に勾配となっている上に、見通しが悪い構造となっています。先月中には物損事故ではありましたが、あわや重大な人身事故にもつながりかねない事故の発生を見たところでもあります。道路照明など適切な改善策を検討し、速やかに実効ある措置が行われるよう望むものであり、具体的な方策を願うものであります。いかがでしょうか。

まちづくり課長 この箇所を夜間に調査をさせていただきました。その交差点には防犯灯が設置をされていることを確認しております。照度が十分確保されていない状況ではありますが、しかし、夜間灯火状態での車の走行が著しく危険であるということは認められないこと、また、一方で、町道全体では優先度の高い箇所においても照明灯の整備がおこなわれている状況下にあります。そういったことなどから見ますと、優先して行う緊急性は低いと思われます。

以上の理由によりまして、ご指摘の箇所における道路照明灯の早急な設置は困難であると判断をいたしております。

石野光市議員 交通量はやはり病院の勤務の方などの退勤時間に多くなりますし、ヘッドライトをつけるほど暗くはないけれども見えにくい。早くに点灯することを病院の職員の方に徹底していただくようなことを役場の方から、住民生活課の分野にもなろうかと思いますが、そうした手だても講じていただきたいと思います。あるいは、病院の方で適切な照明の設置などが可能なのかなどなのか。寄附行為によってそれを町が管理していく。本当に交通量が多い割に出入り口が狭いということで、そこで生活しておられる方、付近の住民の方々にとって、今回の事故を大きな問題として受けとめられているわけであります。こうした点についていかがでしょうか。

まちづくり課長 今、ご提案いただいた道路管理者以外の工事という内容であったかと思うんですが、例えば地元、また病院も含めて道路管理者以外の工事での設置ということで、もし話があればいろいろ相談に乗りたいと思っております。

石野光市議員 地元の自治会といたしましても、病院の方で関連の薬局の建設工事でありまして、病院の施設建物の工事の際などにガードマンの設置などを求めてきた経緯もあるんですけれども、そういう道路設備については、自治会から直接という形はなかなかとりにくい。そういう性質でありますから、町のそうしたさまざまな助言というか、解決策について適切なものを提示いただきながら改善が図られるよう取り組んでいきたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度についてお尋ねをいたします。

この9月付タブロイド版の政府広報が一般新聞に折り込まれました。制度が改善されましたとのふれ込みですが、一つには所得の低い方の保険料をさらに軽減した。二つ目として、保険料を年金からの引き落としに変えて口座振替ができるようになったというのですが、これは市区町村に申し出る必要がある上、国保料、税の納め忘れが過去2年間なかったことなどの条件があるというものです。このたった二つの変更だけをもって、この医療制度が改善されたというのは言い過ぎというものであります。

制度開始後の高齢者の不安と怒りのもととなっている制度そのものの持つ重大な問題点、年齢による差別医療、外来医療には後期高齢者診療料という定額制、医療費の頭打ちが導入され、入院についても追い出しが一層激しくなるという仕組みが持ち込まれているということ、さらに2年ごとの保険料見直しでどんどん保険料が引き上げられるという根本的な骨格部分には何の手直しも改善もされていません。病状によってさまざまですが、まさに保険適用外の全額自己負担を組み込まなければ制度開始前と同様の医療は受けられないというケースや不安がつきまとうという実態を覆い隠す宣伝が税金を使って政府広報を一般紙に織り込むということで行われたのであります。

例えば、この政府広報では、被用者保険の被扶養者であったこの制度の被保険者の保険料徴収が半年間猶予されているが、10月からは9割軽減で来年3月まで徴収すると書いております。しかし、来年4月からはどうなるのか書かれていません。この来年4月以降の保険料は具体的にどうなるのでしょうか。

健康福祉課長 後期高齢者の保険料でございますが、今まで保険料がかからなかった被用者保険の被扶養者にも加入後2年間は軽減がございますが、新たに保険料の負担がかかることになっております。20年度は10月から9割軽減ということが決定をしております。21年度につきましては、今のところ国の与党プロジェクトチームによりまして、21年度も同様に9割軽減を継続していくという予定でございます。

石野光市議員　その他保険料の負担について、所得に応じて違いはあるでしょうが、各階層の次年度以降の推移について決定している範囲でお答え願います。

健康福祉課長　保険料の次年度のことでございますが、これも与党プロジェクトの案でございますが、21年度の保険料の軽減タイプにつきましては均等割額の7割軽減世帯の方のうち、被扶養者の全員が年金収入80万円以下の世帯につきましては7割軽減を9割軽減、また、所得割額におきましては所得の低い方、年金収入で言いますと153万から210万程度の方については所得割を25%から10%と所得に応じて軽減措置を講ずることが予定されております。

石野光市議員　介護保険の保険料がやはり年々増額してきている。その中で、今年度、本制度が開始されまして、新たな保険料の負担が発生しました。可処分所得の金額が目減りをしていく中で、ほんとに高齢者の皆さんにとっては、不安や生活苦という厳しさが増していると言われております。町内のこの後期高齢者の被保険者、該当者について4月以降、受診抑制などの影響は出ていないんでしょうか。

健康福祉課長　その前に、先ほど所得割額の軽減のところでは25%から10%と申しましたが、25%から100%の軽減措置が予定されているところでございます。

また、受診抑制についてでございますが、従前の老人保健制度と同様、これまで受けてきた医療は受けられるということで、今のところ影響は出ておりません。

石野光市議員　ある程度の時が経過しなければ受診抑制の実態などは正確に把握しにくいと思います。一層見守っていきたいと思います。

そもそも国民年金だけの受給者など生活実態の厳しい高齢者が町内にも多数おられると認識しております。年齢にかかわらず国民の命と健康を守り、向上させるために国が積極的に役割を果たしていこうという発想ではなく、国の財政負担を減らすために高齢者を年齢で差別するということから出発したこの後期高齢者医療制度は、部分的な手直しでは決して解決し得ない根源的な重大問題を抱えているというほかありません。

当面本制度を廃止し、以前の医療制度のまず戻すことこそ必要であり、そのための世論と運動を努めていきたいとの決意を述べ、私の一般質問を終わります。

議長　以上で、石野光市君の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩　午前11時57分

再開　午後　1時00分

◇

議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。
次は、11番目の通告者、北山孝彦君であります。

1. まちの基盤整備について

2. 前回の質問事項について

以上、北山議員どうぞ。

北山孝彦議員　議席番号5番、北山孝彦です。通告に従い、一般質問をいたします。

まず1番目は、まちの基盤整備について、2番目は、前回の質問事項についてでございます。

3月に質問しました遊休地の利用でございますけども、現在どのようにお考えですか、教えていただけますか。

企画財政課長　3月議会でもご質問いただきました駅周辺での駐車場の確保、整備についまし

ては、まず、現在建設をしております福崎駅前公衆便所、この北側に新たに駐車スペースを再整備する予定としております。また、駐車場敷地の北側に町土地開発基金で取得している土地がございますけれども、この土地も駐車場スペースとして活用できないか検討をしておるところでございます。これができますと両方で10区画程度ふやせるのではないかと考えております。

それから現在、仮駐車場としておりますもとのJAのガソリンスタンドの土地につきましても、これにつきましては民間開発に伴う道路整備計画の進捗状況等もあるわけですが、しばらくの間は契約駐車場としても利用できるのではないかと考えております。現在のところ、こういったところでございます。

北山孝彦議員 その中で、福崎駅東の空き地がございますけれども、福崎駅から一番距離が短い町所有地でございますので、鉄鋼所の跡地ですが、そこをできたら一番にやってもらいたいと思いますけれども、どうですか。

企画財政課長 ご質問の土地につきましては、街路用地として先行取得している土地のことかと思っておりますけれども、我々考えておりますのは、先ほど申しました箇所、これらの整備を優先いたしまして、ここを整備いたしますと二十数区画新たに駐車場ができるのではないかと考えております。その利用状況、またその時点での需要等を見ながら、ご指摘の箇所について検討していきたいと考えております。

北山孝彦議員 ぜひとも早く実現できるように要望をしておきます。

そして、重複するかと思っておりますけれども、統合保育所が来年度完成の予定ですが、そうすると、福崎保育所と福崎南保育が2カ所当然空くと思うんですが、そのあとどのようなお考えでいらっしゃるでしょうか。

企画財政課長 福崎幼稚園が完成したあと、福崎保育所、福崎南保育所があくわけですが、その跡地利用ということでございますが、福崎保育所につきましては3月議会でも答弁をさせていただきましたとおり、売却していくという方向で考えております。

また、福崎南保育所も現段階で公共施設として利用していくという予定がございませんので、できれば売却をしたいと考えております。

北山孝彦議員 3月議会で売却ということで、一部ですが売却先というんですか、住宅、マンション等の可能性がありますという回答をいただきましたけれども、そのほかに考えられる、日野議員が言われましたように、駅前区がどうしても公民館用地が必要という住民の声がありますけれども、できるだけ売却となったら半値、八掛けともいいませんが、できるだけ安く譲っていただいて、難しいと思っておりますけれども、駅前区が必要とする場所でもありますので、ぜひともその辺は、区長であります日野さんもいらっしゃると思うので、ぜひともその要望にこたえていただきたいと思っておりますけれども、その点どうですか。

副町長 売却に当たっては、その土地利用、そういった計画を踏まえて、値段だけではないに、やはり福崎町の中心地であるということもありますので、それら等を加味した土地利用をどのように考えていただけるかと、そういう観点も含めながら検討を加えていきたいなと思っております。

また、福崎南保育所につきましても用途は制限されるわけですが、次の次世代育成という形の中では、他の議員からもありましたように、そういった施設の特定財源として活用したいと思っております。

北山孝彦議員 駅前区の住民の方は、それを望んでおられますので、そういう意見がありましたら、よくお聞き入れ願いたいと思います。

続きまして、町道駅高橋線でございますけれども、かなり拡幅工事も進んでまいりました。その上で、あと少し残っているんですが、その後の進捗ぐあいを

教えていただけますか。

まちづくり課長 今、申されました残事業箇所であります、福伸電機さんでございしますが、現在、物件調査と境界確認等の作業を進めております。あわせて福伸電機さんには来年度国庫補助採択を受けて事業を進めていくための協力依頼をいたしております。

事業着手するための条件等の見通しが立てば本格的に交渉を行っていく考えであります。早期の当該事業完結に向け、地権者を初め多くの関係者、また、関係機関の協力支援を得ながら来年度から国庫補助事業として事業推進を図っていく考えであります。

北山孝彦議員 あそこの一部だけがちょっと狭くなっているため、大学のバスや神姫バスが通るときに、かなり危険度が高いので、できるだけ早く実現できるようにお願いしておきたいと思っております。

続きまして、県道甘地福崎線でございますけども、今、拡幅工事がかなり進んでまいりまして、駅から北には民間が独自に道路拡幅計画されていますけども、町としてどのように協力体制を考えておられるのか教えていただけますか。

まちづくり課長 県道甘地福崎線の駅前工区につきましては、議員さんもお存じのとおり、民間事業による道路改良となる見込みであります。現在、基本設計に取り組んでおられます。素案ができましたら、できるだけ早く地元区等への協議や説明を行う必要があると思っておりますし、町も一緒に出向いていきたいと思っております。

北山孝彦議員 これは民間が独自にやるということは、ほんとに大変なことで、人力、ましてやお金がかかってくることなので、ほんとになかなかできないことをやろうとされていますので、県やＪＲに対してできる限りの協力体制をとっていただきたいと思っております。

続きまして、国道３１２号線神崎橋の補修工事の通行止め期間ですけども、８月２０日から来年度の３月１９日までとなっていますが、その間、新町地区の信号から田原地区のめがねの三城の信号までが大変渋滞しております。それでその工事の進捗ぐあいはどの程度、例えば早くなるのか、やはり来年の３月１５日ごろまでかかるのか、その進捗ぐあいを教えていただけますか。

技 監 地元からもなるだけ早くもとどおり走れるようにしてほしいという要望も寄せられているところでございまして、県の方では、工事の内容を変更いたしまして、できるだけ早く車が通行できるように取り組んでいると聞いております。目標としましては、年内には工事を終えて開通したいという方向で今、設計しておられますけれども、いかんせん工事が始まってみなければわからない。ひょっとして実際に橋げたの下に入って調査すると思いのほか傷んでいるとかそんなことがあった場合には延びる可能性があるんですけれども、順調にいけば、ことしじゅうというふうなことをお聞きしております。

北山孝彦議員 できるだけ工事を早く進めてくれとお願いして手抜き工事をされてもまた困りますので、安全・安心のためにも十分な工事期間で。住民は、とりあえずいい工事プラス早く仕上げてほしいという声はかなり多いので、そのためにも工事完了日程がわかれば、大体その住民に周知していただいたら、例えば年内に終わるんやったらもう少し我慢しようじゃないとか、そういうふうに人間の心理が働くと思っておりますので、できましたら大体工事予定がわかれば周知していただきたいのですが、その点どうですか。

技 監 最初議員も申されました手抜き工事の件でございしますが、当初の県の計画は橋脚一本ごとに足場を組んで、その工事が終われば次の橋脚へ移動してと、そういうことを考えておりますので、その方が経済的ということでそういう計画をしておったんですが、現在は全部の橋脚、同時に足場を組みまして、それだけ

仮設に関してはお金が余分にかかっているわけですが、そういうことで工期短縮があがっておりますので、ご心配されていますような工事の手抜きとかそういうことにはなっておりませんのでご安心ください。

現在、県からお聞きしています範囲では、今先ほど申しましたように、まだ今後不測の事態、何が起こるかわからないので具体的な日までは発表できない状況ですが、工事が進んでまいりました、いついつにはもう開放できるというのがはっきりしてまいりますので、そうなったら速やかにお知らせしたいと思っております。

北山孝彦議員 よろしくお願ひします。

簡単ですが、これで一般質問を終わります。

議長 以上で、北山孝彦君の一般質問を終わります。

次は、第１２番目の通告者、小林 博君であります。

- １．「行財政改革」について
- ２．教育行政について
- ３．環境と防災対策について
- ４．神崎橋・下水など工事中の住民生活の確保について
- ５．駅前周辺整備などの前回質問事項について

以上、小林議員どうぞ。

小林 博議員 それぞれ出しております項目につきましては、これまで出された分もあって重複する分もあろうかと思いますが、お許しをいただきたいもの、あるいは省くものもあろうかと思いますが、よろしくお願ひをいたします。はずみで書いていないことを聞くことがあるかもしれませんが、その点についてはよろしくと先にお断りをしておきます。

行政改革についてということですが、このことが取り上げられ始めてから非常に長い期間になるわけですが、とりわけ小泉内閣のときに大きく動きました。中でも今我々議会人として感じますのに、もうこの議会の存在とか、或いは議員への信頼とかいうものについての不信が非常に広がっていると言われておりますし、さまざまところでそういう問題が議論をされております。

全国町村会議長会でも答申を出したり、審議会を設けて答申を出したりいろいろやっておりますし、我々も研修に行きましても議員定数は減らすべきではない。議会の重要性は、ますます増しているのだから減らすというのは間違っているというそういう立場が多いわけでありまして、それはそれとして、やっぱりそういう形が多いと思います。

議会の存在と役割は、民主主義と福祉、暮らしを守る上で大きな責任があると思うわけです。歴史的に見ても独裁政治や戦争の時代には議会は否定されるか権力の翼賛組織になって庶民の声が圧殺をされ、住民の暮らしが犠牲にされてまいりました。最近我が国では、行政改革の象徴的な存在として議員を減らすということがどこでも取り上げられるようになっていきます。議員さえ減らせば行政改革をやった。それが議員を減らさなかったら行政改革が進んでいない、こんな感覚が広がっておるように思って懸念をいたしております。

国民の中に議会の役割を過小評価させていくということの中に、私は、行政側の責任もあるのではないかと考えるときがあります。もちろん議会側にもその責任があるでありましょうし、また、マスコミの議会に対する取り上げ方につきましても問題があると思います。特に地方政治は首長が直接選挙で選出されることもあり、住民に議会の存在意義が薄れやすいという部分があります。住民の代表として団体の意思決定機関として、あるいはチェック機関としての議会の

役割と責任はますます増加をしており、議員自身がみずからの責任を自覚して住民に議会の存在意義を、また活動状況を知ってもらうこと、日常的に住民との相互交流を強めるなどの改革に今取り組まなければならないということで、私たちもそうした努力を続けております。

ここで当局に考えてもらいたいのは、政策の決定過程で議会がもっと関与できるようにしてほしいということでもあります。これは議会改革の中でも重要項目として取り上げられていることでもあります。最近では国でも県でも町でも、何でも審議会がつくられて、そこで政策案がつくられるという傾向が多くなっております。審議会ですらやられたということになりますと、それがもうそのまま当局の案のベースになり、そうして議会でも何か審議が薄くなっていくという傾向が強いということが、こういった本の中にも書かれておるわけでもあります。

そんな意味で、私は、議案として議会に上程をされる以前に、その政策をずっと当局でも検討されていく過程で並行をして所管委員会でありまして、議会の中で検討する必要があるのではないかと思いますのでございます。

そんな意味で、福崎町当局におきましても、審議会、審議会といわずに、私は、たかが水道料金ぐらいになぜ審議会をつくるんだと。役場の職員と議会とあれば住民の生活も実態もよくわかっておるわけですから、そこでなぜと、こういうふうに思ったわけでありましてけれども、何でも審議会ということをやらずに、もっと議会で責任を持つと。議員もそういう覚悟を持って住民に対する責任を負うという覚悟も必要になってまいりますけれども、そういう意味で、そういう点をぜひ進めていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

副 町 長 審議会に対する議会の意見等でありまして、これら等につきましては、法律で定める審議会もございまして、それらにつきましてはそのとおりでありまして、例えば国民健康保険における運営協議会、これらにつきましては法律で定めるものでありまして、必要な部分かと思っております。今申されました水道料金でありますとか、下水道の負担金使用料、これらにつきましても同じく法に求めるものであります。

しかしながら、通常閉会中の委員会等でも各課から報告をいたすわけでありまして、それらにつきましてもご意見をいただくという事柄になろうかと思うわけでありまして、それ以外にも議員の皆様方から貴重なご提言をいただいたり、また、次回に資料提出を求めるなり、また、次回にそれらの審議過程の報告を求めるなりと、そういったような形の中で関与していただければありがたいかなと思っております。

小林 博議員 こういったところは私の現時点における意見でありますので、次に進みますが、特に選挙をやりましたも若者の政治離れということが非常に大きいと言われております。私自身の経験からいいますと中学の社会科で覚えた国政や地方政治の仕組み、議会の役割ということが非常に身についておるといいますか、議員になって役に立っております。それがベースになっております、私の議員活動の。そんな意味で、今、義務教育の中では、議会というのはどのように位置づけられて、どのように教えられておるのか、どの程度の時間を教えておるのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 中学校の社会の学習指導要領におきましては、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みとか、議会制民主主義の意義、国民の政治参加、選挙の意義等についてうたわれております。そのような観点から、中学校では立法、司法、行政の三権分立を教えるとか、また、地方議会の内容の指導を行っております。

具体的に選挙に関心を持たせるために、福崎町の町長選とか町議会選挙に使わ

れております記載台、こういったものを借用して中学校の生徒会の選挙にも使わせていただいて選挙に関心を持たせるための指導を行っております。

小林 博議員 いずれにしても、義務教育のときにしっかりと民主主義、議会というものの役割についても身につけさせてほしいと思います。

次に、最近まで進められてきた行政改革が住民に何をもたらしてきたかという点であります。福崎町の今回の総務文教常任委員会に出されております報告書を見ますと、町の行革のまとめが出されています。また、先ほどの石野議員の質問の中でも福祉の医療部分で若干ありましたが、非常に問題であります。

究極の行革といわれた平成の大合併は、負の部分が余りにも大きかったことが明らかになってきました。マスコミでもそんな論調が今増えてきております。ところが、さらに道州制が新ためて持ち出されるなどして行革の負の教訓を生かすどころか、ますます反対の方向に向かっているという部分もあります。民主主義を考える立場から憂慮せざるを得ないという問題が状況でございます。

さて、合併や三位一体などにより我が町にどのような影響が出てきたか、現時点でどのようにまとめられておるかお聞かせをいただきたいと思います。

企画財政課長 合併につきましては、合併しなかったことによってどうかという検証まではできてないわけですが、この三位一体の改革につきましては、何度も申しておりますように、財政的には3億円以上の収入減という非常に大きな影響が出てきております。これによっていろいろご指摘いただいております公共施設の耐震化ですとか、保育所の建替え、こういったものがなかなか進まないと。

一方、さらなる行革というような中で、集中改革プランも進めておるということで、住民さんに一定の負担を求めているようなことも出てきております。

小林 博議員 そんな意味で、今回のこの進められてきた行政改革というものが、一方では地方政治や住民に直接つながったところでマイナスを残しながら、イラクやらアフガン沖まで軍艦が出ていくということをやっているという状況でありますから、何か政治の立場が逆転をしておるわけでございます。

そんな意味で、国政を含めて、やはりこの地方政治から国政をながめるという立場がちょうど時節柄も必要かと思うわけであります。

さて、福崎町もさまざまな行政事務を社協やらその他民間に委託を若干しておるわけでありまして、そこで働く人たちの労働条件が悪くなっているという声をたまに耳にいたします。委託者である町は、どこまで指導監督ができるのか、あるいはやっておるのか、そういう点についてお尋ねをいたします。

健康福祉課長 社会福祉協議会におきましては、福祉業務を委託しております。業務委託に当たりまして、執行に当たっての支障がある場合にはもちろん行政の立場から必要に応じて指導、または監督を行うことになります。

また、労働条件等が悪くということではございますが、町職員との均衡も図りながら指導していく必要があるかと思っております。

それと社会福祉協議会におきましては、このたび職員の処遇につきまして、内部理事等におきまして検討を加えることとしております。

小林 博議員 最近私のところへ見えられた方が話をされておったわけですが、最近のことであります。最低賃金制を割っていると、それよりも低い額で、社協で採用をして、そういう仕事をさせておるといふ訴えが届いております。具体的な場所をまた言うのは、あとでそちらに行つて言いますけれど、そういう状況であります。したがって、どこまで目を通していいのかということが気になります。

ただ、今、健康福祉課長がお答えになりましたけれども、それだけではなしに全体としてたくさんあるわけですから、委託というのはね。そういう面で、もっとよ

く見てみる必要があると思います。地方自治法の関係からいきましても、町がお金を出しておるところに対しては監査権も及ぶわけですから、当然そういうことをやらなければならないと思います。ぜひその点も留意をしておいていただきたいと思います。

さて、次、工事関係のことで、最近では工事の入札経過を見ますと、予定価格の最低ラインでの落札が非常に多いわけであります。その面では、メリットとともにもともとの設計額というのはどういうものを基準にして計算をされているんだろうということが気になります。日本の工事の設計額は諸外国に比べて高いということがよく言われるわけですがけれども、そんな面では、何が基準になって設計額をはじいておるのか、その点が一点お聞きをしたいと思います。

また、実際、仕事は下請業者に任されるという場合が非常に多ございます。一次下請だけではなしに二次下請ぐらいにまでいっているというわけでありますが、これらに関する下請の監理ということを十分にやるようにということを繰り返しこれまで言ってまいりましたけれども、これはどのようにやられているのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

最近、公共工事に絡んでの労働災害の話も聞くことがあるわけでありますから余計に気になります。公共工事入札契約適正化促進法というのがありまして、この法律がつくられたときの附帯決議では、下請に対する指値発注をやったりしてはいけないとか、あるいは前払金の未払いが横行しておったり、あるいは働いている人たちのその労働条件の問題等そこまで発注者が責任を持つといいますか、指導監督ができる、しなければならないという附帯決議もこの法がつくられたときにはやられております。そういう立場から、町が発注をしている仕事につきましても下請の監理が十分にやられているのかどうかをお聞かせをいただきたいと思います。

まちづくり課長 まず一点目の工事の積算であります、これは一つの例ですが、例えば土木関係の工事の設計につきましては、労務費、資財費の積算につきましては兵庫県土木工事積算単価表を用いております。また、歩掛につきましては、兵庫県土木工事標準積算基準書等によりまして積算をしております。諸経費でも同様でございます。県では、そのときの実勢を見まして、市場単価等から勘案して、その都度改定したものの単価を使用しておりますし、町の方に遅滞なくそういう報告がございます。適正に工事費の積算を行っているところであります。

技 監 2点目の下請との契約関係のお話ですがけれども、基本的には工事の下請、孫請関係の民の小取引になりますので、そこまで我々発注者としてチェックする義務はないんですけれども、当然そういった不正が行われますと、これは建設業法違反となります。そういうことで、適正に法律を遵守しなければならないという観点で我々発注者は業者を監督する立場にありますので、もしそういう事実が明らかになれば、私たちとしましては、許可官庁として、建設業許可を与えておりますのは具体的には県、国になりますけれども、そちらへこういう事実がありましたよということを通告するという手続になるかと思います。それと工事の価格の件ですがけれども、先ほど設計額が高過ぎるのではないかということにつきましては、今、課長が答えましたように、設計額についてはあくまでも適正なラインで設定をされていると思いますが、近年の工事の総量が減っていることに対してダンピングに近い状態で最低制限価格をねらって応札するという事態が相次いで、低入札という事態になっております。こういうことを国の方も問題意識を持っておりまして、最低制限価格を適正に見直すようにという指導もきておりますので、今後そういう方向も考えてまいりたいと思っております。

小林 博議員 民民の取引きとおっしゃいましたけれども、この法律では、国、特殊法人及び地方公共団体が発注する公共工事につきましては、今、樋口技監が言われた民民なことですから行政は関与しないという部分は除外するというふうにされております。

したがって、樋口技監の今の答弁は、法律の精神からいって明らかに間違っています。ここにも持っていますけれど。国及び特殊法人、地方公共団体の発注する工事につきましては、先ほど来、指摘をしました点については、しっかりと監視をなささいということになっております。附帯決議も国会でついている。私はそういうふうに理解をしております。そちらの方がいいですか。

副 町 長 そのためにも下請届を提出させているところでありまして、今、質問議員のとおりであります。それらを含んだ上でというような形の中で、我々は対処していくことといたしております。

小林 博議員 下請届も一次下請のところまでは取っているけれども、二次下請になると取っていない、こういうことが今までずっと言われておりましたので、実際に仕事をやっている業者のところの実態まできっちり把握をするということが私は必要だと思うんです。ぜひそんな努力を強めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

技 監 議員ご指定のとおり、我々も努力してまいります。下請届につきましては、一応規定では3,000万円以上の契約関係ということにはなっておりますけれども、できる限り把握に努めたいと考えております。

小林 博議員 時間の関係もありますので、次に移ります。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

ここではもうちょっと具体的にお尋ねをいたします。昨年の9月議会に福崎小学校北校舎の消火栓が5年間も止まっているじゃないかという話からいろいろ話をしました。そのときプールの問題があったわけですが、ことしの夏は大丈夫だろうなといっていたら、また夏のお盆前の放送で、藻が発生をしてきょうのプールは中止ですという放送があったわけです。たしか、ことし当初予算を組んで直したわけでしょう、福崎小学校。それがまたなぜこんなことになったのか。福崎小学校だけ起こるのか、ほかにもあるのではないのか、一体どうなんですか。何のために金を入れて直すんですか。やはり藻が発生して、また泳げなくなるような直し方するのやったら金返してください。その分を税金で割ってでもちょっとだけでも返してほしいわ。そういう状況であります。まずその点について、どんな直し方をしたのか、他の学校はどうだったのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 この夏の福崎小学校のプールの藻の件ですがけれども、ろ過循環装置につきましては正常に働いております。決してそういうことはございません。直接の原因は、この夏の猛暑だと聞いております。プールを取りやめたのは福崎小学校1校で、他の3校につきましては中止はいたしておりません。ただ、他の小学校におきましても、この藻が発生したというのは承知をしております。

小林 博議員 循環装置が悪いから藻が発生して泳げなくなるんだということだったわけですよ。循環装置を直して問題ないけど、また発生したというんなら、去年のその診断が間違っていたということになるわけですよ。ほんとに何ともかんと怒りを禁じ得ない。

そこへこの間、運動会に行きました。そうすると水が出ないんですよ。トイレの水は出ない、手洗いの水も出ない。一体全体どうなっているのかと、そんな状況であります。先ほど見せていただいたんですが、運動会の日に水が出なかっただけじゃなしに、きのう学校で水が出ないために短縮授業にするという通知が

校長から出されて、そんなことになってるんですが、教育長の方は、事前に相談を受けて許可を出しておられますか。町長はそういうことを知っておられますか。

教 育 長 この水の出ないことについて、校長の方から11時ぐらいだったと思うんですが、きのうの多分この議会の休憩時間中に帰ったときにこういう電話があったと思うんですけども、これこれでこのトイレが詰まっておると、紙と排便したやつで。子どもの心理状態がこのままでは非常に高ぶるということで、きのうの場合には5時間の日として、給食終了後に帰したいと、一斉下校させてくださいというのがありました。いろいろ事情聞きまして、それなら仕方ないであろうと。ただし、この1時間分については後ほど回復の授業をなさいよということを校長に指示いたしました。

町 長 このことにつきましては、教育委員会でしっかりと対応していただいて、その対応策がまとも次第、私たちも対処をしてまいりたいと考えております。

小林 博議員 直接には教育委員会ですが、施設の問題でもありますので、事前に報告を聞いておられますか、あるいはそういう文書を生徒に持って帰らすということについて目を通したり、あるいは報告を知っておられたかどうかということです。

町 長 そのことについては、報告は受けておりません。今初めて聞きました。

小林 博議員 ちょっと議長、許可を得てですね、この文書を四、五枚コピーを取りますので。

議 長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

◇

議 長 会議を再開いたします。

小林 博議員 私も昼の時間にこれを見せてもらって、もうびっくりしたわけですよ。屋上のタンクに水がたまらないという運動会の当日もそういう説明だったんです。ポンプアップをしておるのかと思っておったらそうじゃなしに、一般の水圧で上へ上がっておるんだという説明を当日聞いたんですが、おかしい話やなと思いながら、下水道になってたくさん水が要るようになって、水槽が小さいのかな、いや、どうなのかなといういろいろ思ったりはしたんですが、タンクに水がたまらんという原因は一体何ですか。

学校教育課長 高架水槽の配管が鉄管でございます。老朽化によりまして腐食をしておりました水が供給できなかったというのが原因です。

小林 博議員 少々老化しておってもですね、全部詰まってしまって水が全く通らんということにはならんでしょう、なかなかね。24時間1日あるんだから。学校を使っていない時間、水を使っていない時間帯もたくさんあるんですよ、24時間のうち。24時間ずっと水を使っておるわけじゃないでしょう。一滴も水が上へ上がらんという、そんな詰まり方は、絶対老朽化していてもないはずですよ。こんなこと私は昔そんな仕事しとったからわかっていますよ。根本的な原因をちゃんと調査をして直さなきゃならん。直ったんですか、これは。

学校教育課長 現在は復旧いたしております。あす最終的にその部品等を取りかえることになっておりますけれども、現在は、一応復旧しております。

小林 博議員 具体的にポンプアップなのかどうなのかという点についてはどうなんですか。全く水圧で上がっておるという状況ですか。タンクの容量は十分なんですか。

学校教育課長 タンクは12m³と聞いておりまして、十分というふうに聞いております。直圧でございます。

小林 博議員 8mから10m近いところに上げるのを、直圧で上げるということがどうなの

かなという思いもいたします。そんな面では、もう少し町全体の施設も見渡してポンプが必要ならポンプを取りつけるとかですね、根本的な対策が要るのではないかと思います。そんな意味で、日常的な点検がどうなっておるのか。いきなり運動会の日にとまったということじゃないと思うんですよ。それまでにも調子の悪いことはちょこちょこ繰り返したんじゃないかと思うんですね。前兆というのはあったでしょう。そういうことでは日常の管理問題というのは、これだけ議会で、私だけじゃなく多くの議員さんが一般質問でも取り上げられた問題ですよ。一体全体これどうなっとるんですかね、これ。教育委員会だけじゃなしに、町当局挙げてしっかりと管理問題を集中してやってほしい。その責任がどこにあるんかということ去年言いましたけれども、責任は総務課ですか。

総務課長 この施設の維持管理等につきましては、それぞれの担当課でありますとか、施設が管理をしまして、総括的には総務課からいろんな形で指示することもあるかもしれませんが、それぞれの担当課が責任を持って管理をするというふうになっております。

小林 博議員 ということになると、やっぱり総務課なんです。それぞれの担当課に責任を持ってやるようにという教育をきちっと徹底するのは総務課なり、あるいは企画財政課か、どちらかの仕事のはずですよ。そういうことがやられておるかどうかということ点検するにも総務課か企画財政課かどちらかの仕事ですよ。そんなこと要望しても財政、金つけてくれへんわなという思いを持たせとってんやったら、これまたそういうことにも問題があるかもしれないけれど、しかし、こういうことは耐震工事を全部やるということについては、それは金は要りますよ。水が出るかでないか、消火栓が出るか出ないか、そんなことは金の問題と違いますよ、これは。心構えの問題ですよ。仕事に対する責任感の問題です。どんなつもりで、学校であるいは役場で皆さん仕事をしておるのかということですね。町民から怒られてもしようがないというふうになりますよ。答弁ください。

副町長 この本議会におきまして、公共施設の特殊建物定期報告でありますとか、消防設備等のご指摘をいただきました。今、総務課長が申し上げましたように、それぞれの施設にはそれぞれの長がおりまして、通常の管理につきましてはそれぞれ、学校施設であれば学校長というような形になろうかと思います。今回の分野につきましては、高架水槽を含め、水槽の清掃を年一回必ず行っております。それら等のところで本来は報告を受けるべき事柄であったかもわかりませんが、しかしながら、報告を受けましたのは、この高架タンクに至るそのパイプの中がちょっとさびが巻いておったというような形で穴が詰まったという状態であったように聞いております。それら等が一時的にたくさん水量を使われて高架タンクに水がなくなったという23日運動会当日の話だったというように聞いておまして、今、聞いて残念でありましたのが、明くる日24日が運動会当日の分の代休日でしたので、それらについて、できたらそこで対応していただきたいかったなと。応急措置につきましても部品等の関係があって、今、学校教育課長が答弁いたしたとおりであります。しかし、応急措置でもうそこで図っておれば昨日の問題なんかはクリアできておったのかなと。当然、総務課を中心とした形の中で報告をいただいている、そういった指摘箇所分については財政の方も頑張って予算的なもので対応していこうという姿勢は間違いございません。

小林 博議員 私は、そういう部分と一緒に、大体短縮授業にしたというのがけしからんと思っております。こんなことで。水は大切です。仮設のパイプを校舎の外側通して引き上げたらいいじゃないですか。下水道工事で仮設の水道パイプはわしているあの塩ビのパイプ何ぼでもあるじゃないですか。あれを下から持ち出して水槽

まで外側を這わして、引上げて、その間に修理をやればよろしいわけじゃないですか。そんなら学校休んだりせんでもええわけじゃないですか。そういう知恵が何で働かんの。そんな状態だから。次のことにしましょう。

教 育 長 水が出なくなったことについての対応はすぐに明くる日、朝からやったそうがあります。ただし、あの部品がなくて応急措置で少しはでたそうですけども、一部たたいたら出たそうですわ。そういうことを聞いたんですけどもね。

完全に復旧させるには、その部品がないと。その部品は土曜日に入ると、完全な復旧は土曜日になります。

それで、その次ですが、きのうの短縮の件であります。先ほども言いましたように、子どもが使うトイレの中に紙が詰まり、便が詰まっている、この状態を見れば子どもたちの心理状態が非常に悪くなると校長が判断をして、とにかくきょうは5時間の日であるので、4時間で終わって1時間分をできるだけ早く回復授業をするということでありましたので、私が許可をいたしました。

小林 博議員 こういう点も、運動会が終わった時点でトイレがどうなっているのか、きちんと点検して、掃除しておくということが必要ですよ。私、あの塩ビの管を見ましたけれど、あそこには上へ上げる消火栓のポンプも多分直ったでしょう。消防のホースを持ってきて上げて、消防のホースだけででも水送れるんですよ。消防の屋内消火栓ならポンプアップになっているんですから、ちゃんと上がるんですよ。やろうと思えば水ぐらいぱっと瞬時に上がるんですよ、水道課長。私なら自分でもそのぐらいのことをやりますよ。そやから、本当に教育に対する責任というものをごんごに考えておるのか。こういう状態が福崎町の学校、あるいは保育所・幼稚園それぞれにどれだけあるのかと想像すると、本当に腹立たしい。あなた方の言うこと、そのまま信じてよいのかどうか、本当に疑問に思うわけがあります。

次に移ります。給食の問題が起きましたね。給食の問題では、泉平さんから調理センター御中でお詫びとお知らせという文書が24日付で来ているようですが、運動会ときには福崎小学校では各保護者向けのお詫びがありました。町長や学校や教育長がお詫びをするというよりも、むしろ町は被害者でありますから業者の方からちゃんと詫びをとるということは要と思います。単に福崎町立学校給食協同調理センター御中ということじゃなしに、福崎町長と教育長あてにちゃんとお詫び文書を送ってくるぐらいの業者に誠意がないといかんと思うんですよ。私はそう思います。そんな面で、どう思われますか。

町 長 それはそのとおりだと思います。

小林 博議員 それでは、そのように指導をしてやらせていただきたいと思います。

次に移りますが、教育委員会の報告によれば福崎町は不登校率が非常に高いと書かれておりまして、原因の分析と対策は具体的にどのようにされておるんでしょうか。教育委員会はそれが数字で報告をされておりながら、議会の総務文教常任委員会の閉会中の報告にこの部分が欠落をしておるのはどういうことなんでしょうか。

教 育 長 まず、不登校の増加原因であります。ちょっと長くなりますが、皆さん方によく知ってもらうためにご報告をいたします。

まず、一つ目は、学校の決まりを守らないなど、生徒指導が嫌で登校しない指導不服従生徒の増加であります。二つ目は、人間関係、友人関係をうまく構築することができない。三つ目は、家庭の教育力の低下、例えば育児放棄とか放任とか崩壊でありまして、そういう中で基本的な生活習慣が身についていない生徒の増加。4番目には、親子関係のトラブル、例えば家庭内不和とか、夫婦仲とか、

嫁姑関係とか、過保護とか、過剰期待とか、過干渉等であります。五つ目には、学業の不振、授業がわからないとかおもしろくないとかいうことであります。六つ目には、嫌がる者を無理に行かせることはという欠席を容認する保護者意識の変化であります。7番目には、発達障害など特定の支援が必要な生徒の増加であります。その他虐待とか、部活動とか、無気力で何となくとか、小学校から中学校への進学の際の不適応等であります。こういう原因で増加したと思われます。

その具体的な対応であります。まず一番は家庭訪問であります。学業とか生活面などの相談であります。近年は夜遅く訪問してもなかなか保護者に会えない家庭の増加というのが見られます。二つ目には、登校を促す電話とか迎え、三つ目には家族関係や家庭生活の改善を図る相談であります。四つ目には、スクールカウンセラーとか養護教諭の専門的な指導の深化であります。五つ目には、不登校指導員や不登校相談員による指導とか相談であります。六つ目には、相談室や保健室などホームルーム教室以外の場所への登校指導、例えば適用教室などあります。7番目には全教職員の共通理解を得る研修会とか事例研究会、八つ目には特別支援コーディネータによる病院、こどもセンター、警察等、関係機関との連携であります。

今後の課題としてもいろいろ議論したんでありますが、不登校の増加原因、分析と対応をこういうふうにまとめて教育委員会で議論をいたしました。

総務文教常任委員会に配っていないと思います。

議長 しばらく休憩いたします。再開は14時25分といたします。

◇

休憩 午後2時05分

再開 午後2時23分

◇

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

小林 博議員 今いろいろと長々と説明を聞いたわけですが、全国平均の中学生の場合の不登校率が2.91%、兵庫県2.76%、福崎町4.1%ですか、19年度、こういう状況ですね。その原因をいろいろおっしゃいましたが、不登校となったきっかけと考えられる状況、公立のみ、学校生活に起因するもの、多分兵庫県のデータだと思うんですが45%、家庭生活に起因23.4%となっております。本人の問題というのもある、これは39.4というふうなそれぞれダブっておるかもしれません。そういうことだと思います。学校生活に起因するものというのが45%、一番多いんです。福崎町は60%を超えるんですね、学校生活に起因している。福崎町の場合、学校生活に起因するものが60%を超えている、不登校に対して。家庭の問題では、地域の協力ではとおっしゃいますが、教育委員会の資料を見たら学校生活に起因するものが圧倒的に多いじゃないですか。

ですから、その対応方がどうなのか。それに対する人員の配置がどうなのか、いろいろ問題になってくるわけです。こういうことを本当にみんな地域ぐるみでやってもらおうと思えば、地域住民の代表機関にまず報告するということが当たり前でしょう。2万人の町民全部に教育委員会ですと言って回るというようなことは大変ですから、まず選挙で選ばれたこの議会に報告をする。それで協力を求める。あるいは区長会もあるでしょう。そういうところがどんなふうに取り組まれているのか。対応方やいろいろ書いてありますが、こういう実態の報告が総務文教常任委員会から欠落しておる。このことが私は非常に議会人として残念に思っております。その意味で、これは非常に問題だと思います。不登校が多いということと同時に、総務文教常任委員会に報告をしなかったということが問題だ。

そのことが、学校がこれまで何でも囲い込み、余り外へ出したがらない、そういう傾向がいろいろあったわけですが、そういうことがさらに増幅をしていると思うわけです。

先ほどの水が何とかで半日登校にしたというようなそんな話ありましたが、そういうことも含めて教育に対する今のはやりの言葉でいえばモチベーションとかいうのがちょっとどうなのかなと思うわけですよ。

そんな面で、一応いろいろ不登校の増加原因、対応、今後の課題と書いてありますけれども、それを具体化するためにどうするのかというところです。具体化するためにどういう手だてをしているか、そここのところまで議論しないとだめなわけでしょう。そのときの教育委員会の議事録、これが8月の教育委員会に出ていた資料、そのときの議事録が9月の教育委員会に出ておりますが、さっと書いてあるだけで、具体的にどういう取り組みをしようという方策まで出ていない。そここのところが問題だと思います。なかなか解決しないですね。

そんな面で、福崎町のこの教育の実態をぜひ解決に向かって具体策をやってください。学校評議員という制度もつくられておりますが、これは年にどれぐらい活動しております。

教 育 長 福崎西中学校の場合には3回と聞いております。大体そのほかの学校も3回から4回ぐらいではなかろうかと思います。

小林 博議員 そこではどういう議論がされておるわけですか。ただ報告をするというだけですか。

教 育 長 直近の学校における教育の課題を報告していろんな意見を求めて、その意見を今後の学校の教育に生かすと、指導に生かす、これが学校評議委員会の役割であります。

小林 博議員 そういうものがどのように機能しておるのかよくわかりませんが、とりあえず実態がこうだということでもありますね、平成19年度の。そのことを取り上げて、引き続いて次のまだ議会、この任期あと12月と3月とありますので、もう2回ほど一般質問をできる機会がありますから考えておきます。

あと、障害児等もそれぞれの学校に入学するようになりまして、教育長から兵庫県町村教育会長にそれぞれ要望書が出されておるようでもありますけれども、十分な対応がされておるのか。障害児とかそれに近い状態、問題行動の児童・生徒、いろいろあると思うのですが、それらが十分に対応できるような人的配置が非常にことは困難であったと聞いておるわけなんです、どうなんでしょうか。

教 育 長 いわゆる肢体不自由、知的というこれらの障害のある子どもたちへの対応は、これは学級を計算してもらっておりますが、発達障害の子どもたち、または発達障害と思われる子どもたちの対応については、極めてことは不十分であったと思っております。

小林 博議員 それらは例えば町単でも対応をいくらかされておるということですか。

教 育 長 町単では介助員、スクールアシスタントの50％であります。

小林 博議員 各学校にはさまざまな問題を抱えた子どもたちがいると思います。運動会でも見受けたりもいたしました。それぞれいろいろあると思います。ぜひそうしたことに国・県への要望を強めると同時に、町もぜひそういうことの教育の充実のために取り上げていってほしいと思います。

さて、もう一点、これも具体的ですが、運動会で感じたことであります。中学校の運動会で乙女の素顔とかいう種目がありましたけど、あれはどのような経過であの種目が選定をされ、どういう教育目標を持って職員会議で認定したのか、その点について伺います。

教 育 長 ご承知のことかと思いますが、この西中の体育大会は、生徒による生徒がつくる体育大会というスローガンでこの数年間やってきたと聞いております。この種目の選定につきましては、生徒の実行委員会をつくりまして、夏休みからずっと生徒たちが考えてきたそうであります。この実行委員会は十数回夏休みを含めてやってきたと聞いております。

私の経験でいきますと、学校の教職員が企画をしたものについては、非常に楽にいくんですが、生徒たちだけで自主的にやってきたことについては、その担当の教員が非常にしんどい目に遭います。このことについて西中の教職員に聞いてみると、やっぱり中学校でも同様であったということであります。子どもたちが実行委員会で一生懸命に考えてやった種目選定でありますから、それはそれで私は非常によかったんではないかと思うんです。

この教育目的と言われましたけども、これは私がいつも学校に言っておることなんです。互いに支え合う仲間づくり、学級づくり、西中のこの例でいきますと、いわゆる学年やクラスを超えた仲間づくり、非常に効果があったんではなかろうかと思うんです。上級生と下級生とが互いに協力して物をつくり上げていくということから考えると、このような種目は非常に効果があったんではなかろうかと思っております。

小林 博議員 私も議員になってから大勢の教育長さんと議論をしますが、大体教育長さんの答弁は、どの教育長さんも長いですね。岡本さんはちょっと短い方ですけどね。

それで、私が言っておるのは、生徒が企画をするのは、それはそれでよろしいと。しかし、それを職員会議で認定をしたわけでしょう。そこに認定するには、どういう理由でもって認定をしたのか。生徒が企画するのは何でも許可するののかということです。乙女の素顔といって女子に騎馬戦をやって取っ組み合いをやらせて、負けた者はほかの生徒をけつとばしてばつと出ていく。それをとめに行く先生もおらん。町長が一人とめにいかれて、保護者もさすが町長やなというふうに言っておりましたけどもね。来賓の方がトイレといったら、「ああ、トイレでたばこ吸うとるのが一人ぐらいおるかしれませんが」ということを校長が平気で口走っておる。

そういうさまざまな日常的な努力はしておるということは東森議員からやその他から聞いております。しかし、体育祭や卒業式、そういう日常の学校の業務の発表会の場でそういう対応をとるとするのはもってのほかである。注意をしたけど言うこと聞かんというのと、注意を全くしないということは別の問題です。どういうことなんですか。まず、なぜ選定を許可したのか。どこに教育目的があるのか。私も学校や指導要領の保健体育の項目、ことしの現行の分と来年からの分と全部読みました。それでもわかりません。なぜ騎馬戦が女子に必要なんですか。

教 育 長 なぜ女子に騎馬戦かという問い、このごろの社会の中で、これは女子がだめ、これは男子がだめというのは、かなり限られたところでしかないのではないかと思います。騎馬戦は、小学校でもやっておるようすし、中学校の女子の騎馬戦となれば、問題は、それをけがしないようにカバーする教師が女の子の胸を触ったり、尻を触ったということになるから、そういう心配もあるかと思うんですが、中学生女子の騎馬戦は、女だから絶対だめというのは、私はどうも今の社会の状態で理解しかねます。

教育的意義は、今この質問の冒頭に言いましたように、いわゆる仲間づくり、学年、クラスを超えた仲間づくり、団結する力を育成するのにこれはよかったんではないかと思えます。

小林 博議員 私は、そういう目的が達せられたようには、あの場ではあの競技を見受けられ

ませんでした。そのことに種目の選定についてはさまざまな人に聞きましたけれども、意見いろいろです。しかし、ルールを守らない者に注意をしないというその学校の姿勢は何ですか。

教 育 長 注意をしなかったということではありますが、私は、その現場を見ることができなかったんですが、生徒Mの件であると思います。議員もご承知のことかと思いますが、この生徒Mは個別の対応が必要な生徒であります。ああいう興奮状態の中で指導がなかなか入りにくい生徒であると聞いております。冷静になってから指導の方が効果ある生徒であります。だれも注意に行かなかったことに問題があると思いますが、生徒指導というたら画一的な指導でなかなかうまく効果、指導が行き渡らないということがあります。このことについては、今後こういうことが起こらないように校長の方には十分指導をしたいと思っております。

小林 博議員 いずれにしても、今、縷々、水の問題など言いました。その不登校率が非常に高いというところまで触れました。そうしたことが全体としてそういうところ集約をされてきておるんだと思います。問題はどこにあるのかというのを考えるとき、やっぱり関係者の教育に対する情熱どうなってるのかなと。教職員の皆さんの一致した心構えどうなっているのかなという思いもいたします。ぜひ、取り組みに力を入れて、だれもが西中学校へ喜んで入学したい、小学校の保護者が西中に入學させたいと言ってもらえるようなそんな学校にしてほしいと思います。

次、幼保一体化の問題であります。

幼稚園の計画ではありますが、短時間保育を5歳に限定するのはなぜか。認定子ども園ではありませんから、幼稚園と保育所というものの合体でありますから、短時間保育を5歳に限定するということにはならないと思いますが、それはなぜか。5歳児の延長保育は、他の幼稚園でも実施されるのかどうかについて、まずお答えをいただきたいと思います。

教 育 長 この幼保一体化、福崎幼稚園の基本構想について、昨年度に発表いたしましたけれども、福崎幼稚園の一体化につきましては、今、議員が言われましたように、5歳児だけ長短の選択ができるということにしましたのは、あとの3カ所との公平性であります。あとの3カ所がまだできないのに3歳、4歳、5歳を長短の選択ができるということにすると非常に不公平感を感じますので、まず当面この21年4月から開園する福崎幼稚園については5歳児だけを長短の選択ができるということにいたしました。

延長保育と言われましたが、これは預かり保育という名称ですね。預かり保育につきましては、あとの残りの3園も同じようにやります。

小林 博議員 わかりました。そんな面についても全部の幼稚園に公平な内容でやっていくということだとして、それは一応よしとしましょう。

それでは長時間部分、保育所部分ですね、これに土曜日の午後保育のこれを基本保育から外して特別保育料として1回300円、これを取っておるのはなぜでしょうか。私の理解だと保育所というのは1日8時間ということを基本としており、土曜日は休みになっておりません。したがって、土曜日の午後に特別保育として金を取るというのは明らかに間違っておる。国が発行する保育所の基準表に照らしても、福崎町の条例関連に照らしても、明らかに間違っております。なぜこんな選択をして町民に説明するんですか。

学校教育課長 土曜の午後保育は、今ご指摘のとおり、1回300円といたしております。この件につきましては、一度研究をさせていただきたいと思います。

小林 博議員 本来ならばそちらの方から答えてもらわないかんことですが、明らかに間違っております。保育単価の中には、給食費だけじゃなしにおやつ代も入っておるん

ですよ。ですから、ちゃんと８時間分については保育単価の中で全部面倒見ないかんですよ。何で土曜日だけ保育所も土曜日こういうふうにしたんかということは、これはあくまで国の基準なり、あるいは町の条例違反。何でこんなことになったのか。この幼稚園にやろうと思えば幼稚園の条例から、保育所の条例から、設置及び管理に関する条例規則を全部変えなきゃならん。議会にかけなきゃならんことがいっぱいあるんです。それをひとつもかけない間にこんなもの作って、だれが決定したのか知らないけれど、住民に対する説明会まで間違った内容でやっている。ここにも議会軽視という問題がある。だから、政策の作成過程において、なぜ議会を参加させないかと最初に言ったのは、こういうことなんです、私が言いたいのは。

保育料について、例えば地方自治法の２２８条には、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと書いてある。そして、その要旨は、機関委任事務制度が廃止に伴って手数料等に関する事項については条例を定めなければならないことをされたいうふうに理由書いてある。保育所も機関委任事務から離されたわけです。

したがって、保育料等、あるいは決算書に雑入のところでいろんなたぐさんの手数料やいろんなものが入っておりますけれど、こういう項目は条例になっていない。議会にかからない間に出てしまった。昔は保育料については、２月に必ず民生常任委員会やって、そこでよく年度の保育料を大体予定を全部出しておったんです。いつの間にか出さんようになって、予算審査特別委員会で聞いても４月に決めますいうて出さない。こういうふうになってくると、議会の審議というのは空洞化してしまう。そういうことです。何でこういう条例にしないんですか。

学校教育課長 今、ご指摘の地方自治法第２２８条ですけれども、この分につきましては、今言われましたとおり、分担金、使用料、加入金及び手数料に関しては条例でうたえとなっております。したがって、幼稚園の保育料につきましては条例でうたっております。

ご指定の保育料につきましては、児童福祉法でうたわれておりまして、その分については負担金でありますので条例化いたしておりません。

それと議会軽視というご指摘でございますけれども、私たちといたしましては、この福崎幼稚園につきましては所管委員会でご報告させていただき、いろいろとご議論もしていただきました。加えまして一般質問でもご質問を受けております。そういう観点から、決して議회를軽視したとは思っておりません。

小林 博議員 議会というものの役割について、何回か触れました。そういう意味では、こうした新しい制度をやっているときには十分に議会でも議論をして、そうしてこれによしということにして、それから住民に説明をしていくというのが筋だと私は思います。逆転をしておるんです。それで中身が違とるんです。町条例に反して。これはぜひとも改め直していただきたいと思います。近藤課長、このほかに、本来、条例にすべきものでしてないものというのがありますか。たくさん手数料とありますが。

企画財政課長 現在のところ、この地方自治法２２８条に基づいてそれぞれ必要なものは条例で定めておると思っております。

小林 博議員 この雑入の中には若干手数料と書かれたものもありますので、名前のつけ方を変える必要があるのかどうかわかりませんが、改めて再検討を求めていると思います。そういう意味でこの幼稚園の運営問題については、集中的な議論等やって、そして早く議会に出してほしいと思うんですが、関連の条例等はいつ議会に出される予定ですか。

学校教育課長 12月の予定にしております。

小林 博議員 それまでには新たな募集等も始まるというわけでありますね。条例が通る前に募集がやられる、さながら逆転をしておるわけで、我々議員は何もしらん間に町民の人のところへ行行って尋ねられたって、わしは知らんがなでは済まんのですよね。そういう面では考えてほしいと思うんですよ、議会の存在というものをね。

次にいきます。神崎橋についてであります。

最近、夕方に福崎大橋上で事故があつて、周辺大渋滞になりました。救急車が走って行くのにも大変苦勞しておりました。そういうときに、もし川東で火災でもあったら、消防車は向こうへは行けないということになりかねません。そんな意味で、事故が起こったときには関連の周辺のところで、事故だ、迂回してほしいというそんな案内ができるような方策はないのか。あるいは日常的に時間帯等も見つつ月見橋等に指導員等は置けないか、その点についてはいかがでしょうか。

まちづくり課長 迂回路上で事故ということで、今ご指摘の追突事故があつて、かなり渋滞したんですが、それを県がさらにそこで誘導する、請負業者がさらに誘導するというのは、直接的にはちょっと困難かと思えます。県もそのことの実態も知っておりますので、また次のときに何か生かせたらということで、そんなことも話したところでございます。

それと月見橋につきましては交通量調査もし、当然交通量もふえておりますが、時間的なところございまして、それにつきましては、今の段階ではガードマンの誘導というのはちょっと困難ということをお願いしております。

小林 博議員 そういう要望をかなり聞いております。私はそこに住んでおりますので、毎日のようにいろいろ聞くわけです。歩道橋通っていつておつても、橋の上で仕事しておるのは3人ほどうしか毎日やってない。もっと大勢仕事の人を入れて早く工事をあげてほしいという声も聞くわけですが、本当に工事は先ほどの答弁のように予定より早く進捗しておるんですか。

まちづくり課長 今の状況は、技監が申しましたように、12月ごろを目指して交通を開放するというので、しかしながら、その工事は橋の下部工あたりでは続行して進めるということで、路面状況がよくなれば通すという考えでございます。

小林 博議員 時間になりましたので、あとの項目については書いております内容を見ていただいて、よろしく検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上で、小林 博君の一般質問を終わります。

以上をもって、通告による一般質問のすべてを終わります。

これにて第417回福崎町議会定例会の日程をすべて終了することになりました。よって、閉会することといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

第417回福崎町議会定例会を閉会することに決定をいたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月5日に招集され、本日までの22日にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、本当にありがとうございました。

この間、議員各位には本定例会に提出されました一般会計、特別会計などの決算認定を初め、人事案件など多数の案件について慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただき、また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、町長初め理事者の皆様には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し敬意を表するとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べ

られました意見、要望事項につきましては特に考慮され、今後の町政執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

いよいよ秋も深まり、さわやかな好季節となつてまいります。皆様方におかれましては、健康に十分ご留意され、議員活動と町政発展のためにご精励を賜りますようお願い申し上げて閉会のごあいさつといたします。

閉会に当たりまして、町長よりごあいさつをいただきます。

町 長 第417回福崎町議会定例会を閉会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

今議会は5日から開催されて、22日間という長い日程で開かれました。この間には、決算認定を初めとして数々の議案がありましたけれども、農繁期で大変急がしいときではありましたけれども、終始熱心にご参加をいただき、慎重な審査をしていただいて、すべての議案賛成をいただきましたことは、提案者といたしまして大変な喜びであります。

また、議案審査あるいは一般質問等でもたくさんの要望、ないしは意見、提案をいただいております。きょうの議会でもありましたように、議会の皆さんの知恵と力というのはすごいなと感ずるわけであります。そういった意味では、真摯に受けとめて、これからの運営に資していきたいと考えているわけでございます。

好季節とはいえ、大変寒暖の差も激しい時期でございますので、お体には十分留意をされまして、公私にわたって活躍されますことを祈願いたしまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議 長 それでは、これをもちまして閉会といたします。皆さん、ご苦労さんでございました。

閉会 午後2時56分

上記会議録は、書記の作成したものであるが、内容の正確を証するため署名する。

平成 20 年 9 月 26 日

福崎町議会議長 宇 崎 壽 幸

福崎町議会議員 石 野 光 市

福崎町議会議員 東 森 修 一

福崎町議会議員 広 岡 史 郎